

決算特別委員会記録

○開催日 令和7年9月16日 午前9時30分～午後3時41分

○場所 議場

○出席委員

10番 平田るり子 委員長	9番 祜占通男 副委員長
3番 辻本貴志 委員	4番 上迫正幸 委員
5番 水野正子 委員	6番 立石幸徳 委員
	11番 橋口洋一 委員
12番 吉嶺周作 委員	議長眞茅弘美

○欠席委員

7番 豊留榮子 委員

【議題】

認定事項第1号 令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

[議会費～衛生費] [労働費～土木費] [消防費～予備費]

△認定事項第1号 令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○委員長（平田るり子） 決算特別委員会を再開いたします。

それでは審査に入ります。

まず、認定事項第1号令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（田代勝義） 認定事項第1号令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算報告書を御覧ください。

令和6年度決算の概要について、1ページから8ページまで、まとめてありますので、概略御説明いたします。

それでは3ページをお開きください。

一般会計の決算規模と決算収支の状況の表を御覧ください。

令和6年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況について御説明いたします。

(1)の歳入総額は157億8,193万9,000円で、前年度に比べ6億0,331万6,000円の減、率にして3.7%の減となっています。

(2)の歳出総額は149億9,004万1,000円で、前年度に比べ7億2,422万5,000円の減、率にして4.6%の減となっています。

歳入・歳出とも前年度を下回ったことについては、なんさつECOの柱建設に伴う南薩地区衛生管理組合負担金が大幅に減少したことで歳出が減となり、その財源について、地方債の借入れで対応していたことによる市債の減少により歳入が減となったことが主な要因となっています。

(3)の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は7億9,189万8,000円の黒字で、前年度に比べ1億2,090万9,000円の増、率にして18.0%の増となっています。

(4)の令和7年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費3,964万3,000円と事故繰越し45万9,000円を合わせた4,010万2,000円で、(3)の形式収支から、(4)の翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた(5)の実質収支は、7億5,179万6,000円の黒字で、前年度に比べ8,879万円の増、率にして13.4%の増となっています。

(6)の単年度収支は、(5)の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額と同額の8,879万円となり、前年度に比べ2億0,784万2,000円の増となっています。

(7)の積立金は、財政調整基金の積立額である1億3,440万円で、前年度に比べ3,435万円の増となっています。

(8)の積立金取崩し額は、財政調整基金の取崩し額である1億0,137万4,000円で、前年度に比べ26万6,000円の増となっています。

(9)の地方債繰上償還金は、令和6年度は前年度に引き続き、地方債の繰上償還を行っておりません。

(10)の実質単年度収支は1億2,181万6,000円の黒字で、前年度に比べ2億4,192万6,000円の増となっています。

なお、この実質単年度収支につきましては、(6)の単年度収支から、実質的な黒字要素である(7)の財政調整基金の積立金、(9)の地方債繰上償還金、赤字要素である(8)の財政調整基金の積立金取崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、令和6年度につきましては、単年度収支や積立金が前年度に比べ、増となったことなどにより大幅に増加しております。

続きまして、63ページをお開きください。

第3表款別決算額前年度比較等調により令和6年度の歳入決算状況を御説明いたします。

歳入決算額の構成比は、大きなものから地方交付税27.4%、国庫支出金14.5%、市税13.4%、寄附金10.1%、市債9.3%の順に続いています。

また、前年度決算額との比較において、増減額の大きなものについては、寄附金がふるさと応援寄附金の増などにより3億2,689万1,000円の増、地方交付税のうち、普通交付税が基準財政需要額において給与改定費の皆増や公債費が増となったことなどで増となり、また特別交付税が増となったことにより1億4,954万5,000円の増、繰入金がふるさと応援基金繰入金の増などにより8,646万3,000円の増となる一方で、市債が、なんさつECOの社建設に伴う南薩地区衛生管理組合負担金の減などにより9億7,452万1,000円の減、繰越金が令和5年度決算により1億2,087万3,000円の減、県支出金が食品産業の輸出向けHACC等対応施設整備緊急対策事業の皆減などにより9,870万4,000円の減、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減などにより、6,803万6,000円の減、市税が定額減税による現年度調定額の減などにより6,218万8,000円の減となっています。

続きまして、67ページをお開きください。

第4表款別財源内訳調により、歳出の決算状況について御説明いたします。

目的別の歳出決算額の構成比は、大きなものから民生費29.1%、総務費28.0%、衛生費10.1%、公債費8.0%、教育費7.4%、土木費7.4%の順に続いています。

また、前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、総務費がふるさと応援基金費の増や定額減税補足給付金給付事業の皆増などにより3億8,044万8,000円の増、災害復旧費が文教施設の災害復旧費の増などにより9,091万8,000円の増、公債費が過疎対策事業債の増などにより6,286万2,000円の増となる一方で、衛生費が南薩地区衛生管理組合負担金の減などにより6億0,394万6,000円の減、土木費が防災・安全交付金事業（市営住宅建設事業）の減などにより3億2,586万円の減、農林水産業費が太陽と鰐のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業の皆減などにより1億6,538万5,000円の減、教育費が枕崎小学校長寿命化改良事業の皆減などにより1億2,124万3,000円の減、商工費がキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の減などにより2,636万1,000円の減などとなっています。

令和6年度の本市財政指標等につきまして、79ページをお開きください。

第9表決算統計による指標等により、御説明いたします。

財政力指数は0.387で、前年度に比べ0.003ポイント低くなっています。

標準財政規模は65億8,141万8,000円で、前年度に比べ9,063万8,000円の増となっています。

経常一般財源収入額は66億6,486万1,000円で、市税や財産収入等は減となったものの、普通交付税が増となったことにより、前年度に比べ1億5,443万2,000円の増となっています。

標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は101.5%で、前年度に比べ0.6ポイント高くなっています。

標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は11.4%で、実質収支の増に伴って、前年度に比べ1.2ポイント高くなっています。

財政の弾力性を示す経常収支比率は89.4%で、前年度に比べ1.6ポイント高くなっています。

前年度に比べ1.6ポイント高くなった要因については、比率を求める算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額が1億3,381万1,000円の増となったものの、算式の分子となる経常経費充当一般財源が、人件費や公債費の増などにより2億2,676万3,000円の増となつたことによるものです。

地方債現在高は130億3,188万7,000円で、臨時財政対策債等の減や、なんさつECOの社建設に伴う南薩地区衛生管理組合負担金の減があったものの償還額を上回る借入を行つたことから、

前年度末に比べ3億2,722万3,000円の増となっています。

また、地方債残高に対する交付税措置等を除いた実質的な負担額については、将来負担比率を算定するようになった平成19年度から令和3年度まで14年連続で減少していましたが、地方債残高が増加してきていることなどにより、令和4年度から3年連続で増加しています。

積立金現在高は80億3,600万1,000円で、ふるさと応援基金については、取崩額が積立額を上回り減となったものの、後年度の公債費負担の増に備えるために減債基金の充実を図ったことなどにより、前年度末に比べ4億9,931万8,000円の増となっています。

歳入決算額の財源構造につきましては、自主財源が38.1%で、前年度に比べ3.6ポイント高くなっている一方、依存財源は61.9%で、3.6ポイント低くなっています。

要因としまして、自主財源が寄附金が大きく増となつたことなどで、前年度に比べ3億3,641万3,000円の増となつた一方で、依存財源が地方交付税や地方特例交付金が増となつたものの、地方債や国庫支出金が減となつたことなどで、前年度に比べ9億4,093万4,000円の減となつたことによるものです。

歳出決算額の性質別経費の構成比につきましては、義務的経費が41.3%で、前年度に比べ2.3ポイント高くなっています。

要因としまして、扶助費が住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業が皆増となつたものの、住民税非課税世帯給付金給付事業の減や子育て世帯応援事業の皆減等により1億3,349万3,000円の減となつたものの、人件費が、県議会議員選挙費や市議会議員選挙費の皆減はあつたものの会計年度任用職員に係る勤勉手当の皆増や一般職給の増等により1億3,507万3,000円の増、公債費が、過疎対策事業債が増となつたことなどにより6,286万2,000円の増となつたことから、義務的経費が前年度に比べ6,444万2,000円増の61億7,706万4,000円となつたことによるものです。

投資的経費は10.8%で、前年度に比べ1.2ポイント低くなっています。

要因としまして、災害復旧事業費は増となつたものの、普通建設事業費は、補助事業がごみ処理中継施設整備事業の皆増や中学校施設整備費の増等があつたものの、太陽と鰐のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業の皆減や小学校施設整備費の減等により減、単独事業が妙見センター整備事業や体育施設改修事業の増があつたものの、中学校施設整備費や市道整備事業の減等により減となつたことから、投資的経費が前年度に比べ2億7,289万4,000円減の16億1,235万6,000円となつたことによるものです。

その他の経費は47.9%で、前年度に比べ1.1ポイント低くなっています。

要因としまして、物件費が、ふるさと納税返礼事業の増等により増、繰出金が国民健康保険特別会計への繰出金の増等により増となつたものの、補助費等が、ふるさと納税返礼事業の増や定額減税補足給付金給付事業の皆増等はあつたものの、南薩地区衛生管理組合負担金や下水道事業繰出金の減等により減となつたことなどにより、その他の経費が71億8,275万円と、前年度に比べ5億1,697万8,000円の減となつたことによるものです。

市税の徴収率については97.6%で、前年度に比べ0.5ポイント高くなっています。

続きまして、80ページをお開きください。

第10表健全化判断比率につきましては、財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、報告事項第4号で報告したとおりで、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、引き続き該当なしとなっています。

実質公債費比率は7.7%で、前年度と同じ比率になっています。

要因としまして、比率を求める算式の分子については、元利償還金の額の増などで、89万6,000円増加しましたが、分母となる標準財政規模から算入公債費を差し引いた額が9,891万円

増加したことで、単年度の実質公債費比率は7.6%となり、前年度と比較して0.2ポイント低くなったものの3か年平均のため同じ比率となりました。

なお、前年度の3か年平均に算入した令和3年度の単年度の実質公債費比率の7.7%に比べ0.1ポイント低くなっています。

将来負担比率は、前年度に引き続き該当なしとなっております。

要因としまして、比率を求める算式の分子について、退職手当負担見込額が減となりましたが、一般会計の地方債現在高が大きく増加したことや公営企業債等繰入見込額や設立法人の負債額等負担見込額が増となったことから将来負担額が増加したもの、基準財政需要額算入見込額の増や減債基金の増などにより充当可能財源等が増加したことにより3億9,100万5,000円減少し、前年度に引き続き分子がマイナスとなったことによるものです。

しかし、個々の数値を見ますと、地方債残高に対する実質的な負担額については前年度を大きく上回り、今後も老朽化等による公共施設の維持管理や除却などによる増加が見込まれることから、引き続き比率の各項目の状況などについて注視していかなければなりません。

最後に、81ページを御覧ください。

令和6年度の地方消費税交付金のうち社会保障財源化分につきましては、2億8,190万3,000円であり、前年度に比べ957万7,000円の増となっています。

また、その収入を充当した社会保障施策に要した経費は37億4,650万円で、前年度に比べ1億0,344万9,000円の増となり、地方消費税交付金を含メートル一般財源につきましては7,141万円の増となっています。

以上、令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について概略御説明いたしましたが、審査のほどよろしくお願ひします。

[議会費～衛生費]

○委員長（平田るり子） 御手元の審査順に従い、審査を進めます。

まず、議会費から衛生費までの審査に入ります。

決算書の28ページから42ページまで、決算報告書の120ページから155ページまで、監査委員の審査意見書の12ページから14ページまでです。

委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 決算報告書の124ページです。

会計管理費の市税等のコンビニ収納手数料が令和5年度は113万4,616円だったんですけど、令和6年度は148万2,033円に上がっているんですけど、これはどういうことで差が出ているのかお聞かせください。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） コンビニ手数料の金額についてですが、令和5年度が113万円、6年度が148万円ということで大幅に増加しているわけですが、これは令和6年度に、手数料の1件単価が57円から77円に20円値上がりしたことが大幅な増加の要因となっております。

○5番（水野正子） 直接市役所に持ってきたらその手数料はかかるないということでおいいですか。

○会計管理者兼会計課長（板敷勝利） かかりません。

○6番（立石幸徳） 決算報告書の126ページですね。企画費です。

左側の下から2行目、地域の魅力創出検討事業、これは5年度繰越しだったんですけども、この関係で、既に今年の3月議会、6年度末の議会で、いわゆる火之神の養豚場跡地の基本構想

を議会のほうにも頂きました。そして、126ページの関係980万円ぐらいが、これはほとんど国の国庫補助金だったんですよね。

市民の皆さんですね、養豚場跡地をどういった活用、どういったものができるんだということで非常に关心を持たれて、職員の皆さんワークショップとか、市民の皆さんワークショップとか、いろいろ積み上げてきているんですけど、7年度に入ってですね、もう全然市民には養豚場跡地の活用について、ほとんどと言っていいぐらい情報提供がなされていないと。何ができるんだとか、どうなっているんだと、我々にも盛んに聞かれます。

そういうことを踏まえてですね、まず6年度の基本構想の非常にすばらしい冊子も頂きましたけど、その際、全員協議会で幾つかは聞いたんですが、事業が、いわゆる民間資金の導入ができるかどうかということでのこの国庫補助事業の活用だったと思うんですよね。

現時点では、民間資金を活用するような方向になっているんですか、どうなんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の火之神の保有地の進め方につきましては、6年度に策定しました基本構想をベースに、具体的な基本計画の策定につきましては、令和7年度、府内の検討会等を開きながら、具体的な方向性につきましては、総合振興計画に盛り込むこととともに、総合戦略に具体的に目標を設定し、策定していくことと検討しているところでございます。今ございました民間等の資金の活用につきまして申し上げますと、今回の調査結果報告書では、基本構想に加えてこれらの調査結果を基に調査の中で得られた6つのアイデアございますけれども、こちらの具体的な機能を基に複数の事業方式、VFMを試算しているところでございます。

令和6年度に策定した基本構想につきましては、これをベースに、今回の場合は定量的な評価でありましたけれども、今後、定性的なメリットも含めて総合的に判断して、そうした結果を一つの材料にしながら、基本計画を策定していくこととしているところです。

○6番（立石幸徳） いろいろ経過も説明いただきましたけど、まだすっきりしないんですけどね。まず、本年の3月26日、6年度末の基本構想、あるいは今参事の説明があったVFM、それからスケジュールですね、そういうのも含めて、全協でも私は市長にこの本年10月には基本計画を策定するというのがスケジュールになっているけど、このスケジュールでいいのかって言ったら、若干遅れるような感じを市長は説明したんですよ。

それで今、参事からあったまずこのスケジュールに出ている策定委員会というのは、府内での職員の皆さん構成メンバーとなっている委員会なんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 現在、今年度におきまして、委員からありました検討委員会につきましては、まだ府内で開催していないところでありますけれども、総合振興計画の策定の進捗に合わせながら、そういう計画に盛り込んでいく予定がございますので、その中で、職員の中での検討を進めていくことになろうかと考えております。

事業の進め方につきましては、今お話がありましたとおり、令和7年度の後半からということのお話がございましたけれども、令和7年度当初（施政方針において）、振興計画の中で盛り込むこととしており、火之神公園でありますとか、そのエリア全体の可能性も踏まえた上で、総合的に判断して進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（立石幸徳） 今の答弁というかもう一回確認したいんですけどね。3月に頂いたスケジュールでは、本年4月には策定委員会設置というふうになっているんですよ。今参事が言われる検討委員会というのは、この策定委員会のことなんですか。

そして、それはまだできていないということですかね、どうなんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 検討委員会のことございますが、現在のところ開催していないところです。

○6番（立石幸徳） 非常におかしいですよ。これスケジュールで4月には策定委員会を設置と

書いてあるんですよ。委員会を開く開かないかはいろんな状況もあるんでしようけど、委員会だけは少なくとも出来上がっていないといけないんじゃないですか。

職員でというけど、その構成メンバーもそうすると決まっていないわけですね。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 現在進めております総合振興計画の審議会等におきまして、その中で様々な重要施策については、今、策定に向けて審査をしていただいているところでございまして、現在、その中の一つの事業としまして、外部の方にも審査をしていただいているところでございます。

○6番（立石幸徳） 非常に私はですね、ただ議会が頂いた資料をもとに言っているんじゃなくて、市民の皆さんから我々議員にも聞かれるわけですよ。火之神の養豚場跡地でいろいろとさつき言ったワークショップとか、いろいろ活用方法について、1年前は市議会も市民と市議会との意見交換会ということで、この火之神の養豚場跡地をどうしましょうかということで、そういういたテーマで開いているんですよ。

その後、市民から当然、火之神の養豚場跡地はどうなったんだと聞かれて、そして、まずは執行部の方々に何もどうするこうするも全然出ないがということで、執行部の皆さんに怠慢とまでは言わないんですけどね、どうなったんだということを言う。一緒にですね、議会にも、議員の皆さんはこの件あとどうなったというのをきっちり把握しているんだと。議会も聞く機会もないし、だから今初めて聞いているわけですよ。

そうすると、策定委員会もできてないというわけでしょう。もちろん振興計画は振興計画であるでしょうけれどもね、こうしてスケジュールも出しているのに、スケジュールどおりのことをしていない。基本計画は、計画ですから若干のずれは出るでしょうけど、委員会ができていないというのはどういうことなんですかね。このままいくと、もう振興計画のほうにげたを預けて委員会なんかできないんじゃないですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） その策定委員会の件につきましては、スケジュールにつきましては、策定委員会の開催が遅れていることにつきましては、申し訳なく思っているところでございますが、火之神地区の構想につきましては、拙速は避けつつ、火之神周辺、特に火之神公園のエリアの関係でございますけれども、キャンプ場の盛況であったりとか、プールの利用状況、例えば薩摩酒造の火之神蒸溜所関係の施設の動きもございますので、その情報を収集しながら、計画に向けては準備を進めることとしているところでございます。

○6番（立石幸徳） ちなみに職員の皆さんの構成メンバーは、まだ全然それもはっきり委員会設置と策定委員会のメンバーだよっていう、そういうものも全然手をつけていないことになるんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） いずれにしましても、本年度、総合振興計画の策定、総合戦略の策定、年内には骨子を固めていくことになりますので、それまでの間には当然聞いて検討していくことになるかと考えているところです。

○6番（立石幸徳） 振興計画は当然、庁内の委員会もあるでしょうけれども、広く6月の議会でしたか、条例も出たように、市民の各団体あるいは市民代表を交えた総合振興計画の会議っていうか、そういうものはもう出来上がっているはずですよ。

それと、この火之神の分はまた独立した形で進めて、そしてこの策定委員会で素案というか、できた案を、その振興計画のほうにまた策定委員会ではこうなっているんだということで、総合振興計画のほうに載せるばっかりじゃないですか。

総合振興計画でやるといったら、総合振興計画っていうのはもうすごい分野のいろんなことを協議せんといかんわけですよ。別にこの地域活性化ばっかじゃないですよ。それはもう保健、医療、福祉、環境、全部を協議するのが総合振興計画ですからね。

そこで、その火之神だけをまた特に言うという、そういういた計画になっているんですか。どう

もすっきりしないんですけど、副市長ちょっとまとめて、現在の状況と今後の火之神養豚場跡地の計画策定、何か我々は聞いとつても混乱しているんですよ。我々が混乱してきますよ。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 委員が先ほどから申し上げておられます策定委員会ですけれども、策定委員会の今年度4月からの策定ということでございますが、そちらの委員会について、こちらで具体的に開催するということで、計画を持っていない状況もありますので、どういった委員会なのかということをお尋ねできればと思います。

○6番（立石幸徳） 要は、委員会はあるんですか、ないんですか、策定委員会は今現在。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 策定委員会というものはございません。

○6番（立石幸徳） 策定をする委員会がなければ、当然検討も何も協議もなされませんよね。

要するに、全然この件は進んでいないいっちゅうことでしょう。そうなりますのがね。その検討する委員会がないんだから。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今年度、火之神地区の保有地の利活用につきましては、計画策定に向けた取組を行う予定となっておりませんが、策定委員会につきまして、委員会を組織しているものではございませんけれども、委員が申し上げていらっしゃる策定委員会とは具体的にどのようなことを申し上げられているのか……。

○委員長（平田るり子） 暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

○6番（立石幸徳） まだこの件はきっちり現時点での状況を整理されていないみたいですね。また最後の総括でこの件をきちっとお答えいただきたいということです。

お願いしきますが、先ほど参事の答弁にもあった、いわゆるPFI事業導入の中で、定量的なものは一部検討していると、今後、定性的な部分について全然検討がなされていない、そういうような趣旨の答弁があったんですけどね。

つまりこの3月に出されたこのVFMの資料も、当然これはPFIを導入するための参考資料ですよ。基本的に今の時点でPFI事業を導入するかどうかというのは、タイミング的には私は決まっていないといけないんじゃないかなと思うから聞いているんですよ。

だって8年度、来年度からは設計とかいろんな具体的な作業をスケジュールでは測量、設計、そして工事となりますからね。PFIを導入するしないについては、全然これも分からぬ状況なんですか。

というのが、さっきのこの6年度の980万円の検討事業、これは国のはうからPFI、民間資金を活用する可能性があるかどうかということで補助金をもらったんですよ。国のはうにはこの事業報告はどうしているんですか。実際、可能性についてはあり・なし、どういうふうに事業報告をされたんですか。もう後は総括で聞きますので、その点だけを確認しておきます。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 国のはうへの実績報告につきましては、そのような可能性のある事業であるということで報告をしているところです。

○9番（禰占通男） 今のこの問題についてのPFI事業ですよね、これについては、補助金適化法に基づいて今のこの事業を申請したということですかね。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 補助事業の性質上、補助金適化法に定められるところにより行う事業ということで、当然ながらそういったことで考えております。

○9番（禰占通男） 900万円、事業で国からの補助金ということで使ったということですね、今はまだ残っているか分からぬけど。それで、補助金適化法についてはですよ、公共施設等の事業に対して、見込みがあるかどうかをつちゅうことで申請してオーケーになって、そうしないとこれはうちは使えないんじゃないですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の事業につきましては、地域の魅力創出検討事業でございますけれども、令和5年度民間資金等活用事業の調査費補助事業ということで国の事業を活用することとなりました。

こちらの事業につきましては全額国庫補助金で取り組む事業となっているところです。

○9番（禰占通男） 補助金適化法によると、公共施設ならいいですよってことですよね。そしたら、ほかの民間業者が入って、民間業者の利益のためにどうのこうのというのは対象にならないですよね、これね。なぜかというと、公共施設の設計、建設、維持管理までしてこそ、これが補助金適化法による補助対象ですよ。

その辺についてはどうのような思惑というか思いでこういう補助金を申請して、計画もありますよね、今私が言ったようなことを申請してオーケーなったから、対象になって、取り組んだということでしょう。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の補助事業の目的につきましては、申し上げてますけれども、火之神地区の一帯の将来的な利活用に向けた民間資金の活用に取り組む可能性の調査としまして、それらの資料を作成するための事業ということになっています。

それに向けて、今回、業務の委託事業者を選定した上で、例えば現地調査でございますとか、市民アンケート、ワークショップ、民間企業への調査等を実施して、まずはあの土地にどういった将来的な計画に向けた基本構想、こういったものを策定するための事業となっているところです。

○9番（禰占通男） これは物すごく難しいですね。結局、補助金適化法には、今言ったように、公共サービスに利することっていうその部分もありますよ。そして、一つ施設を造ったからといってそれは1つの省庁の問題ではなくて、2つ以上の省庁を利用しないといけないという一番の難題があるんじゃないですか。

だから、今火之神公園とどうのこうのっていう話以外にまだ難しいところがありますよ。そこを明確にしないと、幾ら計画を練って民間にPFIでお願いしますっていったって、民間が今度は大きなリゾートとかそういうのを手がけているところであれば可能かもしれないけど、そこそこの民間ではできないんじゃないですか、どうなんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回のこの委託事業につきましては、枕崎市が抱える課題、人口減少とか若者流出、観光客の減少とかそういった課題を踏まえて、火之神保有地でどのような土地の活用ができるか、そういった将来的な構想を策定するための事業でございまして、今後、市民の参画もいただきながら、将来的には、そういった運営のモデル等を策定していくこうということで考えているところです。

○9番（禰占通男） また隣の話を持ち出して悪いんですけど、南さつま市は、今の合同庁舎跡を、移転が決まっていますけど、あそこは無償で譲り受けますよね。国県から無償で譲り受けたところには、国県の補助金を使えると。ところがうちは民間の所有物を買ったわけですから、全部これ対象外になりますよ。私は最初からこれを何度も言っていますけど、耳を貸す人はいないですね。用地が補助金なしで何かできるという考え方があるんですか。何億ものものを造るとか。

○企画調整課長（笠原正二） 活用する土地につきまして、国県から譲り受けたところで補助対象になると、民間から取得した部分について補助対象にならないと、その基準というものは私存じませんが、少なくとも民有地であろうが市が取得し、市が公共用地として整備するとなった段階で、その事業の目的に応じて国庫補助の対象になり得る事業というのもあろうかと、国県補助も含めてですね、対象になり得る事業もあろうかというふうに考えてございます。

あと、火之神保有地につきましては、市長のほうから令和7年度の当初の施政方針でもございましたとおり、長期的な視点に立って利活用策を検討していくというふうに述べられております。

ですので、当初計画におきましては基本計画というものを基本構想策定後、すぐ基本計画とい

うものを策定していくというようなスケジュールでございましたけれども、周辺の民間企業の動向であるとか、そういったものも踏まえまして、あと火之神公園との連動性も含めまして、それを今後の課題といたしまして、長期的な視点に立って利活用策を検討していくということで、基本計画の策定委員会というものは設置はしていないということでございますけれども、庁内での検討会というものは当然行う中で、その結果につきまして、振興計画の中にも反映させていくというようなスケジュールになろうかと思います。

○委員長（平田るり子） 検討事業というところで質疑がありますか。

○6番（立石幸徳） 先ほど参事は、この件の検討委員会、いわゆるこの資料に出ている策定委員会ですね、ないんだと。今課長のほうでは、検討をしながら、いろいろやっていくということで、今後、これからどこかの時点で検討委員会あるいは策定委員会というは、きっと明確な形で今後立ち上げをすると、こういうふうに確認しとっていいんですか。

○副市長（本田親行） 先ほどから検討委員会の設置についてお尋ねだったりすると思います。

6番委員がお持ちの資料というのが、補助金を申請した際に議会にお配りした火之神地区のスケジュールのイメージということで提出させていただいた資料ではないかと考えております。

そこには具体的に5年度から内示・交付決定をいただいて、6年度にはプロポーザルの審査・契約、サウンディング調査等を実施すると、7年度には策定委員会を設置して基本計画を策定していく、そういったスケジュールのイメージの資料を提出したことで御質問いただいていると考えておりますけれども、ただいま企画調整課長が申しましたように、当初そういう計画であったけれども、じっくりと考えたいということで、施政方針の中でも、市長のほうが中長期的に、まずは庁内で協議を進めていきたいということを申し上げておりますので、このイメージとは現状ちょっとずれてきておりますけれども、じっくり取り組んでいって、庁内でも協議を進めながら、振興計画にも反映させていきたいといったところでございます。

○6番（立石幸徳） スケジュールもいろんな状況によって変わるのは当然ですよね。だから、そういうものが全然議会にもイメージだけじゃなくて、しっかりした計画はこうなっていますというものを出されていませんからね。ただ口頭で説明だけ受けるわけにいきませんよ。それと、イメージにしろ何にしろ一番気がかりなのは、この件、当初から非常にずれ込んでいるんですよ。

ここに3月に頂いた基本構想自体の、施政方針ですよ、本来は5年度末には基本構想を出しますって、私は施政方針は5年度末には基本構想をつくるとなっているからどうなっているんだと言ったら、またこれも検討してとこれも構想自体がもう1年ずれて出されているわけですよ。

なおかつ、その構想と一緒にいろいろお尋ねしているスケジュールもどんどんとずれてきている。それで市民は、いやワークショップとか何か駆り出されてね、一生懸命議論をしているけど、何ら反応というか、あれどうなったんだということで、事情がありますので遅れていますで、市民は納得しませんよ。

ちゃんと市民にはボールを投げてですよ、養豚場跡地の利活用で皆さんいろんな知恵、アイデアを出してくださいと言いながらですよ、市民もすばらしいことだということで、いろんな意見、夢を語りますがね。しかし、それを待てど暮らせどそれこそイメージも出てこない。そういうことですから、さっきも言ったように、総括でしっかり答弁できるように整理しとってくださいよ。

○9番（禰占通男） 先ほどの企画調整課長の答弁ですけど、対象になる場合があると、だけど、この補助金適化法によると、この使用目的が定まっていない場合は、目的に沿った事業とはいえない、認められない、ということはですよ、目的がないのに土地を買った。だから私はそこを言っているんですよ。あなた方は何かこう開示していない部分があるんじゃないですか。もともとこれを分かって、それに議会にも出さないで。だから検討委員会をつくったって、結局対象にならないんじゃないですか。

もう一つですね、ついでだからこれは私はこの問題は一番最後にじっくりかけていこうと思っ

たんだけど、結局、地方自治法の第232条の2、そして、今回の補助金適化法の第3条、そしてまた国土交通省関連通知の、低未利用土地等の確認制度というこれをずっといくと、もう本当に難しいですよ。だから先ほどの南さつま市の話を持ち出したんですよ。

だから、やっぱりその買うときには、確かにそれは民有地を買っても対象になりますよ、最初目的が決まっているわけだから。

今鹿児島市が体育館を造りましょう、県が造りましょうと言っているけど、あれはもう結局、構想でいろんなことを踏んでいったけど、ここじゃないっていいたらそれはもう対象になりますよ。うちみたいに買ってからさあ何にしましょうか、ワークショップしましょうか。それなら飲みながらでも話をしましょうか。そんな甘い話じやないですよ。

やっぱりそこを突き詰めて、うちの財政でどれだけの何ができるかというか、やっぱり確認したほうがいいんじゃないですか。そうしないと、今、三億五、六千万円かけてですよ、今これから盛土して、火之神公園と一体となってと、私はちょっとおかしいと思う。あと3億、5億かかりますよ。どうなんですかそこは。最初から私はこれを思っています。

○副市長（本田親行） 養豚場跡地の取得につきましては、以前のような状況でございましたので、環境問題ということで目的を持って取得しました。環境保全ということで取得いたしたところです。

土地については今公用地になっているわけですけども、先ほどから補助金の対象になるか否かといったような御質問ですけれども、先ほど企画調整課長が答えましたけれども、造るものによって、例えば、福祉施設であれば福祉の補助金が可能かもしれないし、学校であれば学校関係の補助金が、例えばの話ですけどつくかもしれない。

建設するものによって補助金の活用は考えられるかもしれませんけども、現時点では基本計画、それから何をつくるかといったことも決まっておりませんので、現時点では補助金の活用が図られるか、また、民間資金の活用が図られるかといったところも、現在では申し上げられないといったような答弁をさせていただいているところでございます。

○委員長（平田るり子） この件に関しましては、総括でよろしいですか。（「いや、駄目。何で5億も6億もの金が目の前にちらちらしているのに。繰越金より多いんだよ」と言う者あり）

○9番（禰占通男） 市長は環境保全といいますけど、養豚場は50年、60年前から公害ですよ。それを今になって何で環境保全なんですか。何でその目的なんですか、ほったらかしとったものを。

○副市長（本田親行） 養豚場ですので、当然、法人であったり個人であったりの所有地でございました。取得時点で財産管理人による相続財産管理制度という形で競売にかけられましたので、建物についても、倒壊し、市道に悪影響、それから台風の際の心配等もございましたので、競売にかけられたことを機会に、市が環境保全ということで土地を取得したということでございます。

活用については、現時点では定まっておりませんので、当然、一般財源ということではなくて、民間資金の活用、国県の補助金が活用される際には当然活用していきたいという考え方であります。

○委員長（平田るり子） この件に関しましては、検討計画ということで、総括できちんと……（「今、副市長が財産管理人って言ったから、それについて一言申し上げる」と言う者あり） 1時間過ぎていますので、その一言で終わりますか。（「はい」と言う者あり）

○9番（禰占通男） もともとですよ、あの土地を購入するときは、当時の税務課長が税の収納権が抵当権に上回るということを発言しましたよね、この議場で。何で私は抵当権に上位につくのかと。そしたら、結局はそれが駄目で、そのときの未収金も個人情報だということで公開されなかつたけど。

結局は、今3億円かかった土地を民間の抵当権を持っている人が、抵当権で自分のものになつたって、それは整備できませんよ。それを見越して、黙って待つておけば、国から財産管理人が

どうですかという格安の値段で言っていますよ。それが民事ですよ。そういうことも行政が分からぬで、はいはいと言って、先にお金出して買うということ自体がおかしな話ですよ。私はそこら辺がね、一番引っかかっているんですよ。あとは総括でいいですよ。

○委員長（平田るり子） それでは10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 先ほどから火之神地区の話がありますけど、PFI導入は多くの自治体でされています。市民の話を聞くのも大切だと思うんですけど、概要を頂いたときに話し合われた中で、カフェっていうものがあってですね、新聞とか見てみると、今、喫茶店とかカフェがどんどんなくなっていて、コンビニのコーヒーのほうが手軽でリーズナブルで人気だっていう話もありました。なので、民間事業の方をもし委員会をつくるなら、何も知らない方より知つていろいろ提案できる方を入れていけたらいいのかなと思いますので、要望しておきます。

○委員長（平田るり子） この件に関しましては、総括で行いますので、そのお答えをまた総括のほうでお願いいたします。

○4番（上迫正幸） 報告書の中の126ページ、企画費の中の繰越明許費、ICT拠点整備事業だと思います。それと、130ページの繰越明許費です。

戸籍上の氏名の振り仮名記載法制化対応事業が執行されなかった理由をお願いいたします。

○企画調整課参事（中村浩一朗） このICT拠点整備事業につきましては、昨年の年末に国の補正予算ということでございましたので、今年の年始にかけて国の方に申請しまして、事業の取組としましては、今年度への繰越しということで事業に取り組んでいるところです。

スケジュール的に今年2月に計画書を提出しまして、事業の決定がなされたのが昨年度末今年3月でしたので、その後、予算計上しまして、今年度への取組に向けての繰越し事業ということになっているところです。

○市民生活課長（奥山博史） 戸籍住基システム改修関係費の明許繰越につきましては、昨年度、戸籍の氏名に振り仮名を振るという事業で、システムを改修していくことだったのですけれども、国の作業が遅れまして、6年度に繰越しをしたところであります。

○4番（上迫正幸） システムが間に合わないということだったんですが、今年になっても別にそう支障はないんですかね。

○市民生活課長（奥山博史） 戸籍の氏名の振り仮名の通知等については、今年度5月26日から戸籍の氏名の振り仮名についての法が改正されましたので、その点については問題ないかと思っております。

○4番（上迫正幸） いつまでを目指しているんですか、終わるのを。

○市民生活課長（奥山博史） 枕崎に本籍がある方には、あなたのお名前、振り仮名はこうですよという通知を今年度7月に出しました。来年の5月25日までに、その振り仮名が違っている場合には届出をしてもらうようになっております。

その振り仮名が間違ってない方につきましては、来年度5月26日以降に市と法務局のほうで振り仮名を自動的に振る形になっております。

○4番（上迫正幸） 間違っているときの連絡方法はどういうふうにして連絡するんですか。

○市民生活課長（奥山博史） 枕崎市に本籍を持つ方は、全国にいるんですけども、そのお近くの役所のほうに届け出ることができます。あと、ネットでも届出はできます。

来年の5月26日以降に自分の振り仮名が違うということに気づいた場合でも、1回に限り、家庭裁判所を通じずに届出をすることができます。

○5番（水野正子） その通知のはがきは届いたんですけど、振り仮名が違うって申し出てこられた方はいらっしゃるんでしょうか、お聞かせください。

○市民生活課長（奥山博史） 正確な数は分かりませんけれども、数件ございます。

○5番（水野正子） その場合は市役所に来られたってことですか、電話で連絡があったということでしょうか。

○市民生活課長（奥山博史） 市役所に来て手続をしました。

○3番（辻本貴志） 決算報告書の155ページになります。

清掃費のごみ収集状況が、4年度、5年度、6年度載っていて、合計の数が減ってきてています。この影響とかをいろいろ考えているんですけど、人口減少によるものなのか、枕エコサポーターとかもやっぱり取り組んでいると思いますし、家庭用電気式生ごみ処理機とかも取り組んでいると思いますし、まず枕エコサポーターの数は増えていったりしているんでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） 枕エコサポーターの数につきましては、毎年度、登録してくださる方に対して、ごみの減量化の取組をお願いしているところです。令和6年度につきましては、新規登録者は89名となっているところです。

○3番（辻本貴志） 総数って、やっぱり増えているんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 総数は毎年度、新たに登録していただいているので、累計で増えていっているところです。

○3番（辻本貴志） 家庭用電気生ごみ処理機の購入の助成の推移というのは分かりますでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） 電気式生ごみ処理機の購入の補助件数につきましては、令和3年度が11件、令和4年度が14件、令和5年度が6件、令和6年度が7件というふうになっています。

○3番（辻本貴志） ごみの量はやっぱり減っていったほうがいいので、サポーターとかの増加とか願っているところです。あとごみ集積所の残っているごみっていうのが少し気になるんですけど、あそこはもう公民館への周知しかないんでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） ごみステーションにつきましては、公民館のほうで管理をしていただいておりますので、今違反ごみの分別、あと内鍋の持込み等については公民館のほうにお願いをしているところです。

○9番（禰占通男） 今のごみ収集の仕分がいかなくて持つてもらえない分、それも問題ですけど、内鍋のほうに直接持つていく資源ごみとかいろいろあるんですけど、それについて仕分が悪いと受け付けないと言って帰るしかないですよね。複数聞いているんですよ、内鍋まで持つていて、仕分が悪いからもう引き取れないと。家へ帰つてまた詰めかえて持つてくると。

その対応って、結局、中継所に、ごみ袋、今20円と25円ぐらいじゃないですか、私もちよっと古いやつの資料を見ただけで分からんんだけど、値上げした後の値段、大きい袋ですよ。そしたらもう直接現場で袋を買ってもらってですよ、仕分けるというその考えはないんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 分別がなされずに持ち込まれたごみについては、少しであれば、その場で指導というか、このごみは何ごみですよっていうことで入れ替えたりして受け取つているところなんんですけど、あまりにもその分別が正しくなされてない場合は、リサイクルセンター内でそれをしますと、ほかのお客様の車の往来がありますので、危険ということもあったりですね、そういったこと也有って一旦持ち帰つていただいて、再度分別を正しくしていただいて持つてきてもらうような形をとっているところです。

○9番（禰占通男） そこで、今、参事がおっしゃられるように、それはそれで仕分けしない本人が悪いんですけど、わざわざ内鍋から帰つてですよ、そこでまた仕分けて持つてくるのと、もうそこで1枚20円、25円ですよね、危険物がちょっと高くて。そしたらそこでもう実費で買つ

てもらってですよ、そこで仕分け、本人でもいいし、職員の方に手伝ってもらって、何が悪いですよって教えてもらったり、それもやはり一つの手じやないですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 指定ごみ袋については、衛生自治団体連合会が販売をしておりますので、そういうところもあつたりしますので、またちょっとその辺については今後検討していきたいと思います。

○9番（禰占通男） 用意しておけば実費で引き取ってもらえばいいんじゃないですか。衛自連がどうのこうのって話じゃなくて。

私も今、今度の7月の美化活動で参事にもいろいろお願ひして、うちは後の日だったんだけども、年間行事に組んでいますので、それはちょっと無理だということで最初の日に持っていたんだけど。

私もごみ集積所が10か所ぐらいあるので、3日かけて、未回収のごみを全部公民館を持っていて、そして公民館の役員で、そこで2時間から3時間かけて仕分けした。だけど、やっぱり仕分けるので詳しい人とまた詳しくない人があって、私が持つていって、そしたらまた指摘され、それでいろいろ袋を自分のところを分けたやつがあったからそれも入れたんですけど、そういうもんですよ。これがどうのこうのってもう大変ですよ、仕分は。

そして、関東から1年に1回帰ってくるんですけど、もういつも言われる。何でこんなに仕分が多いんだと。そうすると、焼却炉が違うんですよね、大都会とこっちの地方はね。大都会はもうほとんどもう混載で燃やせると、鉄類なんかも全部、炉の下から回収できるようになっている。

それも私は議員になってから提案するけど、やはり設置費が高いのかどうか、こっちにその工事をするプラント建設の業者がいないということで今のプラントになっているんですけどね。

そういうたもう2度手間、3度手間じゃなくて、やっぱりそういうことを積み重ねて、仕分けるしかないんじゃないですか。本当なら鹿児島なんかも燃えると燃えない、ただそれだけになっているけど。

○市民生活課参事（立石秀和） 枕崎では、大きく分けまして燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみというふうに大きく3つの区分で分別をお願いしているところです。

資源ごみについては、それぞれ段ボールだったり、ペットボトルだったりということで13の区分に分けて分別をお願いしているところです。

分別方法については、全国市町村様々、枕崎よりもまだ厳しいところ、枕崎より緩いところというのがあると思いますけれども、現状、今の区分でお願いをしておりますので、分別がなされるようにまた広報をしていきながら、また公民館からも要望が多いところですので、またその辺を府内で検討していきたいと思っております。

○5番（水野正子） 決算報告書の129ページなんですけど、こちらの国県支出金精算返納額が令和5年度は1億3,000万円ほどで、令和6年度は8,900万円ほどなんですが、これは給付された方が令和6年度は多かったということでいいんでしょうか。この差の根拠を教えてください。

○健康・こども課長（鮫島真一） 今、お答えできる詳細な資料を持っていませんので、少し精査させてからまた改めて答弁させていただければと思います。

○5番（水野正子） 見てみると、ひとり親世帯にということがよく書かれているんですけど、9月3日の南日本新聞で、埼玉のひとり親の半数超えが鬱や不安障害が疑われる事が分かったということだったので、ちゃんと行政のケアも必要だということだったので、そこをよく聞いてみたいなと思ったところでした。よろしくお願ひします。

○委員長（平田るり子） 回答は置いて、ほかに。

○11番（橋口洋一） 報告書の124ページ、先ほど火之神の関係が出ておりましたが、今度は解体工事の関係で1億5,000万円ほどかかっていますということで上がっておりますが、現場を見渡してみると、まだ住宅が残っております。

登記の関係等々でまだ残っている部分だというふうに以前説明をいただいたかと思うんですけれども、あちらの解体については、どういうふうに考えられているのかなというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○財政課長（田代勝義） 今残っている白い家のことかと思うんですけども、そこにつきましては個人の方の持ち物でありますので、現在のところは何も手をつけずに置いているところで、個人の建物のために取得も現在していないところでございます。

○11番（橋口洋一） そうすると、火之神地区の解体工事、これ自体はもう完了しているということで、あそこの住宅については、今後も手をつける予定はない、そういうようなことなんでしょうか。

○財政課長（田代勝義） 今、解体が進んだ場所につきましては、相続管理人の方々によって本市が取得をしておりまして、先ほど申しましたように、今の家につきましては個人の財産で、取得はしていないところでありますが、今後、火之神の活用がどのようになるか分かりませんけれども、活用する中で、あそこの土地も必要になった場合には、その持ち主の方と交渉していきたいと考えているところです。

○11番（橋口洋一） 必要になればというか、あの一帯をどういうふうに使うかということで、様々検討が行われているところだと考えております。あそこのだけ残すっていうのは、当然ないんだろうなと思っていたんですけど。だから、この解体工事の中のできなかつた部分についてはまた、翌年度以降やるんですよという答弁があるかと思っていたところですが。

そうすると、今出ている基本構想自体もあそこがある前提でつくられているというふうに考えてよろしいですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今あそこに残されております建物、土地の現状の中で基本構想は策定しているところです。

○11番（橋口洋一） 確認しますけど、あの建物は残った状況で、今計画は立てられているというふうに理解してよろしいんですね。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 現状としましては建物が残っているところでございます。基本構想ですので、特にあそこのエリアに今現段階でどのような建物、また駐車場であるとか、そういう具体的な計画には至っていないところでございますので、現状としましては、現在の土地の活用ということで、基本構想を策定しているところです。

○11番（橋口洋一） 非常に苦しい答弁かなと思います。

全体的なところを考えて策定と、重ね重ね言われていますので、その部分については、適切に対処していただきたいなと思うところです。

○副市長（本田親行） 民間の住宅が建っているところについての御質問ですけれども、保有地がある中で、1棟だけっていうことなんですけれども、先ほどから答弁しておりますとおりに、具体的な何を建設していくかということも決定しておりません。

現段階では道路を挟んでの民地であったりするものですから、購入まで至っておりませんけれども、今後、開発目的を検討していく中で、必要となれば、そういったことも検討してまいりたいと思います。

具体的に今、細かいところが検討なされておりませんのでそのままになっておりますけども、今後、具体的に検討していく中で、そちらのほうについても検討してまいりたいと思います。

ただ、説明があったように、相続財産管理制度の活用の中で土地を取得しておりますので、そこが対象ではなかったということで、残っているという現状でございます。

○12番（吉嶺周作） 1点だけお聞きしたいんですけど、その1件だけ二階建ての大きい鉄筋が残っていますよ。その家主というか地主とは1度は交渉しているんでしょうか。それとも交渉が困難とかそういうことがあるんですか。

○財政課長（田代勝義）　家の周りのほうの取得、解体等を進めていた関係で、その持ち主の方には状況等はお話ししているところでございます。今後、先ほど言いましたように、またその家が建っている土地が必要となったときには、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

○委員長（平田るり子）　この件に関しましては検討計画というところで、総括でよろしくお願ひいたします。

○11番（橋口洋一）　火之神はここで置いときまして、128ページの諸費、市税還付が1,500万円ほど今年多かったようになっているんですけども、この原因っていうのはどういったことだったでしょうか。

○税務課長（福永賢一）　金額的には、固定資産税の還付が41件で2,299万3,000円という内訳になっております。その次に個人市民税が71件の2,200万円、法人市民税が38件の265万円っていうのが次にいきますので、固定資産税の還付が償却資産等を中心に多かったという実績になっております。

○11番（橋口洋一）　固定資産税の還付というところでちょっと内容がよく分からんんですけども、これは建物がなくなったからというようなところで、その分についてはもうお返しをしますよとそういったようなものなんでしょうか。

○税務課長（福永賢一）　償却資産の中で、太陽光の発電設備の部分の償却資産があるんですけども、そういう部分の特例措置の適用ということで遡って修正申告をいただいた部分が大きかったということでございます。

○9番（禰占通男）　この健康まくらざき21策定業務委託と、公立病院の改革プランについて。

先に健康まくらざき21の策定業務委託、これはどうなっているんですか。まだ我々の手元にも届かないけど。

○健康・こども課参事（森智賀）　健康まくらざき21の策定業務委託ですが、これは昨年度にアンケート調査を実施しております、その委託料になります。現在、策定委員会を開催しながら、今年度中、今年度末の策定に向けて作業を進めているところです。

○9番（禰占通男）　前の健康まくらざき、38年度までに期限がなっていたんじゃないですか。平成28年から37年となっているんだけど。これが早々と策定する必要があったのか、またそれをその原因は何なのかっちゅうことなんだけど、どうなんですか。

○健康・こども課長（鮫島真一）　従前の健康まくらざき21の計画期間が平成37年度ということで、令和7年度までになっております。

新しいものにつきましては、来年度の令和8年度からということになっておりまして、事前の準備段階として、令和6年度にアンケート調査を行って、来年度の策定に向けて、今年度中に健康まくらざき21の会議等、準備等を進めているところでございます。

○9番（禰占通男）　今、効力を持っている2期ですかね、あれも鹿児島県の健康のやつを見てもですよ、あまり中身が変わらないですよね。同じ県民だから致し方ないと思うんですけど。

そういう点について、枕崎市のこの下にある高血圧対策とか、うちはがんとか高血圧とかそれに類する疾病が多いと。いろいろずっときていますけど、それについて今後、盛り込むとか。盛り込むだけじゃなくて、その対策ですよね。

私、高血圧はもう刺身を食べるなと言いたいんですけどね、しょうゆどっぷりでね。一番悪い生活習慣だなと思っているので、今後これ策定するのであれば、やっぱりそこら辺を周知するのが必要かなと思っているんですけど、その辺の考えっていうのはどうなんですか。7年度までだったら、もう7年度、来年度に向けて取り組まないといけないですよね。

○健康・こども課参事（森智賀）　現在、健康づくり推進協議会におきまして、現行、昨年度実施しました健康実態アンケート調査の概要の説明などをしまして、今後、策定に向けて検討を進

めていくんですが、その中で、重点項目として、脳卒中対策の中に高血圧対策も含めまして、重点施策として検討をしていただくように今準備を進めているところです。

○9番（禰占通男） 次に、この公立病院改革プランに要する経費ということで、いつも公立病院の決算でも私も言い過ぎるかなと思うぐらい言っているんですけど、どのような改革プランの内容だったんですかね、6年度分ですから。

○副市長（本田親行） 表題にありますとおりに、市立病院の負担金の内訳としまして、公立病院の改革プランに要する経費について、一般会計が繰り出したというものですございます。プランの作成自体は病院のほうが策定しておりますので、病院の決算の際にお尋ねいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○6番（立石幸徳） 報告書の129ページですね。これはもう以前からずっとやっている空港廃止に係る補助金返還54万円ぐらいですけど、これはいつまで補助金返還をすることになっているんですかね。

○企画調整課長（笠原正二） お尋ねの枕崎飛行場整備事業に係る財産処分による国庫補助金相当額の返納ということですけれども、これにつきましては、国の補助事業によりまして、枕崎空港を整備しております。その用地取得の部分について補助金を頂いております。そのまま今市の事業といたしまして、メガソーラー事業者のほうに貸付けを行っております。

国の補助事業によって取得した土地で得られる収入になりますので、その部分については、得られる収入の国庫補助の割合分というものを毎年度、積算いたしまして、国に返還しております。

補助金適用分の面積といたしましては、1万0,811平米でございます。

貸付け単価として12.6円、補助率が10分の4、4割が補助率でございますので、その額が54万4,375円ということでございまして、期間といたしましては、今後、この土地を貸し付けて土地使用料が入ってくる以上は、国の国庫のほうにへ返還という形になろうかと思います。

国庫の納付の限度額といたしましては、補助金の額がございますので、3億8,198万6,489円、これが限度額になってございますが、基本的にはその土地の使用が終了した段階で、また取りやめという形になろうかと思います。

○6番（立石幸徳） 最後のほうがしっかり理解できなかつたんですけど、限度額の3億円っていうのはどういう意味ですかね。

○企画調整課長（笠原正二） 枕崎飛行場の整備に当たって、当該箇所に充当した補助金の額、昭和63年度から平成2年度の飛行場整備事業における補助金額を国庫納付の限度額とするというふうに支出されておりまして、その額が3億8,198万6,489円というふうになっております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、返納していく、さっき貸付けをしている以上は、補助金は返還するというか、今現在、ずっと返還額の合計は幾らになっているんですか。

○企画調整課長（笠原正二） 平成25年度から国庫支出金については返還をいたしておりますが、令和6年度までの累計で712万1,620円というふうになっております。

○6番（立石幸徳） 貸付けをやっている限り、ずっと大体同額の50万円ぐらいを毎年度返還していかなきやならんという、そういうふうに考えておけばいいんですかね。

○企画調整課長（笠原正二） メガソーラー事業者からは、寄附金と土地使用料を合わせて4,700万円頂いているところでございます。そのうち土地使用料分を評価額等で計算いたしまして、その分のそれを基にして補助金返納額の計算をしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 当初、空港廃止のときの、ソーラー会社に関わる民間会社から、8,000万円ぐらい本市は頂く、それをその後の議会で聞けば、そのいわゆるエナジー会社ですか、そっちのほうにソーラー会社から寄附が行くっていう、そういう説明を受けていたように記憶しているもんですから、今言った4,700万円っていうのは、どこに入っているんですか。市のほうに直接入ってきているんですかね。

○企画調整課長（籠原正二） 決算報告書の110ページの寄附金、指定寄附金を御覧ください。

ここに総務管理費寄附金として4,537万0,228円と計上してございますが、これが寄附金としての額でございますが、さらに今回の今、御質問の土地使用料につきましては、財産貸付収入の土地貸付収入の中に計上されております。

これにつきましては内訳は記載されてないんですが、これらを合わせて4,700万円となっております。

○6番（立石幸徳） これも最後に確認ですけども、そうするとソーラー会社からは、民間会社エナジー会社のほうには別途何か寄附金とか出されているんですか、いないんですか。

○企画調整課長（籠原正二） 恐らく今委員がおっしゃっているのが、今、メガソーラー事業者が、メガソーラーの場所を管理していただくために、南薩エアポートのほうに管理の委託を行っております。その委託費が1,700万円程度であったろうというふうに思っております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、4,700万円ぐらいと1,700万円、合算すると6,400万円ぐらいがソーラー事業者から本市あるいは本市関係の会社に寄附金という、こういうふうに整理しておけばいいんですかね。

○企画調整課長（籠原正二） 南薩エアポートに入っておりませんお金につきましては、メガソーラーの管理を委託されたもの、委託料になりますので、寄附金ではございませんので、ただ、ソーラー事業者から経常的に毎年度入ってくるお金の総額といたしましては、今議員がおっしゃる額が枕崎市エアポートも含めて、入ってきているということでございます。

○6番（立石幸徳） 衛生費の153ページ、河川の水質関係、この点でお尋ねをします。

これは枕崎市議会が6月議会でしたかね、馬追川に関わる陳情採択をしたことと関連しますのでね。こうして毎年度本市の主要な河川については水質検査をして、検査結果が決算報告書に記載されているわけですけれども、今度の6年度の決算報告、水質検査を見て、馬追川については、従前とするとどうなっているというふうに考えておられるんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 馬追川の水質検査の結果につきましては、近年は河口のほうは、BODで見ますと、基準値内に収まっているんですけども、ここに出ていない馬追川水系の河川のほうの状況が悪い状況にあります。ここについては近年、大きな変化はないところです。

○6番（立石幸徳） 今、参事から説明があったこの決算報告書に出てるこれはいつも馬追川河口の地点が出されるんですね。その河口以外の部分の状況というのは、どういう形で把握しているんですかね、この水質については。

○市民生活課参事（立石秀和） 水質検査につきましては、市内11河川のうち21か所について検査を年4回実施しているところです。ここに出ていない馬追川水系については、全部で河口を含めまして6か所で検査をしているところです。その結果については環境整備係で、数値等については把握をしているところです。

○6番（立石幸徳） そうしますと、この河口部分については、この決算報告書でいつも記載しているけど、河口を含む6か所ですか、残り5か所については、当然、環境整備係でずっとチェックをしておられるんでしょうけれども、今言ったように、この河口部分とそのほかの5か所とはどれほどの違いになっているんですか。その5か所については、今までと変わらんというのだけど、河口部分とそのほか5か所との違いですね。各数値がどの程度違っているんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 河川の汚れを示す代表的な指標のBODで申しますと、馬追川河口は、この表にあるとおり5.8となっているところです。全部で6か所検査をしているのですけれども、3か所については、値が0.6、0.8、1.1というふうになっております。

基準を満たしていない2つについては、桟敷川が26、牧園川の下流が230という、6年度については結果になっているところです。

○6番（立石幸徳） 要するに、残り5か所の中でも3か所は基準を満たしているけど、桟敷川

とかそういうところでは、かなり大きな違いがあるというふうに確認されるわけですね。

その原因というのは当然つかんでいるだろうと思うんですけど、これは当然、河川に排水を流す水産加工場を中心とした工場排水、そして水産加工場についても特定できるわけですかね、その汚染原因の工場。

○市民生活課参事（立石秀和） 河川のほうに排水をしている加工場の中で、排水処理設備を設置していないところ、また公共下水道に接続をしていないところというのは把握しているところです。

○6番（立石幸徳） そこの各工場と言えばいいでしょうか、そこの水質検査というのもやられておられるわけですか、排水の時点の。

○市民生活課参事（立石秀和） 事業所排水についても水質検査は実施をしております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、もう明確にこの馬追川の汚染、汚濁の原因というのは、担当のほうではしっかりと押さえていると、こういう状況にあるわけですよね。

○市民生活課参事（立石秀和） 先ほど申しました排水処理設備を設置していない工場、下水道に接続していない工場は把握しております。

○6番（立石幸徳） 原因がはっきりしていれば、当局のこの馬追川の汚濁をきれいにするという対応は、当然、しっかりとしたというか、その汚れをなくすための対応というのは、方針ははっきり決められますよね。何が何だか分からぬ汚れというよりも、汚染原因ははっきりしているわけですから。

それを踏まえてですね、今後、馬追川をいかにして汚濁をなくすかっていう対応の在り方というのは、もうはっきり出されてくるんじゃないですか。そういう汚濁をしている原因のところをしっかりと、そのように汚濁をさせないようにするための当局の対応、今後の取組も含めてどういうふうに考えているんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 事業所排水の汚濁をなくすためには排水を適正化していただくということになりますので、排水処理設備の未設置の工場、下水道に接続していない工場については、引き続き排水設備の設置、また公共下水道への接続のお願いを引き続きしていきたいというふうに考えております。

○6番（立石幸徳） お願いをしている、それは努力をしていることは議会側も認めるといいましょうか、もういろいろ何回も説明をいただいているからね。

しかし、こう長い期間ですよ、お願いをしているけど、先ほど参事の説明にあったように、変わらないと。お願いのやり方あるいは別な対応というのが必要になってくるんじゃないですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 先ほども答弁しましたけれども、河川をきれいにするためには排水設備の設置、下水道への接続ということになりますので、今後とも引き続き、事業所に対して排水設備の設置、公共下水道への接続をお願いしていきたいと考えているところです。

○6番（立石幸徳） お願いをするなっちゅう意味じゃないんですよ。お願いをずっとしているわけでしょう。しかし、変わらないわけでしょう。対応の仕方を変える以外にないんじゃないですか。今後とも努力しますっていうのは、それは別にするなということじゃないんですけど、ずっとやってきてていることが、はっきり言って、効果というか意味をなさなくなっているわけでしょう。

別な対応という意味で、本市の環境を守る条例もですけど、特に河川をきれいにする条例、この見直しというのは当然必要になってくるんじゃないですかね。その必要性についてはどう思われているんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 事業所排水については水質汚濁法で排水基準等が定められているところです。河川をきれいにする条例については、排水目標値を定めて、その目標値に適合するように排水するよう努力義務というふうになっているところです。

水濁法には引っかからないところになりますので、あくまでも努力義務というところで、今先ほどから申していますようにお願いをしているところになります。

○6番（立石幸徳） ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですけどね。そういうお願いをずっとしてきていて、今始メートルんじゃないんですよね。もうずっとやっているわけでしょう、今言われたことは。にもかかわらず、全然効果が出ないと。その効果が出るような形の、法を逸脱しろとかなんとかじゃなくて、対応というのが求められているんじゃないですか。

○副市長（本田親行） 河川の浄化につきましては、ただいま参事のほうがお答えしましたように、浄化槽の設置であったり、下水道の接続であったりというお願いをしてきており、法を越えての罰則規定というのも難しいといったようなことも、これまで答弁してきております。

引き続きお願いを続けていくしかないだろうということで考えておりますが、効果につきましてはこれまで下水道接続であったりとか、浄化槽を持ってないところについてもお願いをした結果、下水道接続も進んでおりまして、残り1社2工場となっておりますので、引き続きお願いしてまいりたいと思います。

またお願いの仕方についてということでしたが、この間の陳情を受けた後、市長のほうも直接2回程度ですかね、経営者の方ともお話をされて、下水道の接続についてお願いしておりますので、引き続き、接続あるいは浄化槽を設置していただくように粘り強くお願いしてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 私はお願いで終わる話じゃないと思っているから聞いているんですよ。というのが6月議会に、立神地域全域から出された陳情の2項目、条例を厳しくしていただけないかという陳情を議会採択したわけですね。その点について、当局の考え方を聞いているんですよ。お願いをしていく、お願いしていくって何度も言うようにお願いをもうはっきり言って10年近くはやっているんじゃないですか。全然変わらない。

それは私どもが言うんじゃなくて、もう地域住民が一番切実に考えているから陳情という形になったと思いますよ。その条例見直しという部分のところで、当局がどう考えているのかというのを聞きたいんですよ。

○副市長（本田親行） 陳情の中では、条例を厳しくということでございましたけれども、具体的にどのように厳しくかということで、例えば罰則規定であったりすれば、法を越えての罰則規定を設けることについては難しいということも答弁いたしました。

条例を見直す中で、効果的な見直しがあれば、検討もしますが、現段階ではもうお願いをしていくしかないだろうということで、お願いを引き続き粘り強くしていくしかないと判断しております。

先ほどから効果についてということですけども、粘り強くお願いしてきた結果、接続もしている事業者もあって残りが限られてきておりますので、その業者についても、粘り強く引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 議会が陳情を採択した、その条例を厳しくっていう中には、見直しの必要性がある、見直す部分があるということで議会は採択したと思いますよ。

でないと、条例を見直しても一緒だっていうことであれば、議会が採択する必要もないわけですから。

その前提に立って当局側も、これは市の執行部のほうには、通例と違って、住民からの、市民からの陳情は、市の執行部には要望書、そして、議会には陳情書っていう形で来るのが通例ですけど、今度の馬追川をきれいにっていう陳情については、執行部のほうに要望書が行っていないと確認しておりますのでね。今この議会の場で執行部はどう考えているのかと。議会のほうは、その条例見直しを採択しましたと。ということで、それを踏まえて執行部の考え方を聞いているんですよ。

○副市長（本田親行） 繰り返しになりますが、具体的な見直しの内容というのが、我々の検討の中では、現在見いだせておりませんので、そこあたりについても研究はしてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 最後は要望というか、議会の対応を踏まえてですね、陳情採択という議会のそういった結果を踏まえてですよ、執行部にはもう要望をしておきます。見直すように、効果を生むような見直しをする努力をしていただきたいと。これで終わります。

○10番（平田るり子） まだ質問がある方は挙手をお願いします。——あとは午後からといたしますので、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時58分	休憩
午後1時13分	再開

○10番（平田るり子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 先ほどの関連で水質検査についてのこの表の水質検査の結果ですけど、議会が始まる前に参事のところにも行って検査結果を見せてもらいました。

それだと基準内ということで、文句のつけようがないんですけど、153ページの表の環境基準ですよね、この在り方が私はちょっとおかしいんじゃないかと。

本市の河川をきれいにする条例によると、市長のさじ加減でどうにか範囲内であればできるということになっていて、施行令でも基準が書いてあるんですけど、これだったら先ほど来、6番委員からもありましたように、馬追川の条例を厳しくとか、それだったら水質汚濁防止法とかその辺に県の条例、それに抵触しない限りは、まずは水質検査の在り方の基準を変えたらどうかと私は思うんですよ。そもそもこの表の基準の在り方というのはどのように決定されているんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） この基準につきましては今、委員からありましたように河川をきれいにする条例の中で、市長は河川の水質を保全する上で維持することが望ましい基準として河川を指定し、当該河川の水質保全目標値を定めることができるというふうにされているところです。条例に従いまして、市内の11河川、21か所で河川の水質保全目標値を定めているところになります。

基準につきましては、国の水質汚濁に係る環境基準という告示がありまして、環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準は次のとおりとするというふうにされており、その中で、人の健康の保護に関する環境基準、それから、生活の保全に関する環境基準というのがありまして、このうち生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち、当該公共用水域が該当する水域類型ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとするとされておりまして、別表2の中で、河川につきましては、利用目的の適用性ということで、類型が、AA、A、B、C、D、Eと6区分に利用目的の適用性によって分けられているところです。

例を申しますと、Aにつきましては、水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるものというふうにされておりまして、この水道2級については、沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うものというふうにされているところです。

利用の目的によりまして、本市においては、Aが9か所、Bが5か所、Cが3か所、Dが4か所の目標値、類型に分類しまして、保全目標値を設定しているところになります。

○9番（禰占通男） そうすると、この大腸菌数ですよね。

要は表によると、環境基準のCとEは横棒を引いてあるんですけど、これは基準がないということですね。そうなんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 大腸菌数については、C、D、Eについては基準の数値がないところになります。

○9番（禰占通男） そうすると、施行規則によると、やはりこの大腸菌数をちゃんと排水も目標値ということで全業種ということで載っているんですけどね、3,000個以下と立方メートルね。そしたら、同じ市の管内の河川ですよ、大きいCというか、面積によって変わるのは分かるんだけど、枕崎市みたいに小さいところの基準、私は同一ですべきだと思うんですけど。

だって、尻無川も花渡川も2級河川でしょう。そしたら同じ基準を当てはめるべきじゃないんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） この基準につきましては、利用目的の適用性ということで基準を設定していますので、尻無川の上流についてはA、中流がB、下流についてCというふうな設定をしているところです。

○9番（禰占通男） だからそこがおかしいんじゃないって言っているの。だって、前から言いますけど、尻無川の上流、そして養豚場がある。それとあと一番国見岳に近いところはお茶栽培がほとんどなんだけど、山林とね。そして、結局もう田んぼはほとんど作られていない。

そしたら濁るところがない。そしたら畠と、あとは養豚場ですよ。

そしたら水質に濁りが出るというのは畠はもう雨が降らない限りは水は流れない。そしたら原因は分かっているわけでしょう。私が言ったように橋を通るたび濁っていると。そういう大腸菌であって、こここのうちの施行令にあるようにやっぱり基準を設けて検査するべきじゃないですか。そして先ほど来あった馬追川の基準を厳しくと。そしてやったらやっぱり汚濁防止法、県の条例に反しない範囲内で、うちの市長の権限でできるっていうこと、その範囲内だったらですよ。こんな抜け道をつくること自体おかしいんじゃないですか。基準がないということ、大腸菌数に対しては。

○市民生活課参事（立石秀和） この類型指定については、国の告示に基づく類型に準じて設定しておりますので、その中でCからEの項目については、大腸菌数の目標値、基準値が定められていませんところです。ただ、基準値が定められていませんけれども、検査のほうは実施はしております。

○9番（禰占通男） それは認めます。

私も議員になったときにはまず一番に行ったのは、加世田保健所の当時の課長に根掘り葉掘り聞いて、水質検査が民間の我々が頼んだら、十何万かかるということでね、1回ですね。それを年に何回するといつたら結局、莫大なお金になるということも教えてもらいました。実際、我々が契約してもしてくれないでしょうね。民間の人が検査してくださいって言っても。だから、前もあったように年間契約みたいにしているということを伺ったんですけどね。

この問題は、また総括でも私も頭を整理して聞きます。

○5番（水野正子） 136ページ、介護保険利用者負担額の減額補助についてですが、令和5年は150人、令和6年が167人ですが、この低所得者の負担軽減は達成しているのかお聞かせください。

○長寿介護課長（川野優治） この介護保険利用者負担額減額補助につきましては、低所得者で生計が困難な者について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、その社会的役割に基づいて、利用者負担を軽減することで、サービスの利用促進を図ることになっております。

その社会福祉法人に助成を行うものでございます。

○5番（水野正子） 今後も負担軽減、よろしくお願ひします。

次に150ページ、がん検診等事業ですが、対象者に対して受診者が少ないのでですが、本市のがん検診受診率は目標に対して低い水準にありますが、がんの早期発見・早期治療は市民の命と健康を守り、医療費の抑制にもつながる重要な課題です。

受診率の低い背景には、関心の低さ、心理的障壁、物理的障壁、情報不足などがありますが、がん検診は自分事ではなく、義務ではなく自己投資、大切な家族への責任として啓発していくことが大切だと思います。

そこで、休日や夜間検診などはされているのかちょっとお聞かせください。

○健康・こども課参事（森智賀） がん検診につきましては、セット検診という形で、地場産業振興センターのほうで、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診は実施していますが、土曜日、日曜日も1回ずつは実施をしています。胃がん検診以外は夜間検診でも受診ができます。子宮がん、乳がんにつきましても土曜日の検診を2回実施しているところです。

○5番（水野正子） 今後も続けていってほしいと思います。

あとポイント制度も導入していますが、それはいつまでされるんでしょうか。その検診を受けると商品券か何かありましたよね、何回かがん検診を受けると。

○長寿介護課長（川野優治） 今おっしゃられるのは、元気度アップ・ポイント事業のことだと思いますけど、検診とともに対象事業になっておりますので、検診を受けることによってポイントがついて最大5,000円の商品券をお渡ししているところでございます。

○5番（水野正子） 検診を受けて早期発見してもらい、治療費の軽減、長期入院などの回避ですね、結果として市全体の医療費削減につながると思いますので、今後もよろしくお願ひします。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 午前中の審査の中で、総務費の総務管理費の諸費の部分で、5番委員から、国県支出金の精算返納が令和5年度と令和6年度と比較して減少しているという中で、ひとり親世帯との関連性について質疑をいただきまして、回答を保留していた部分について回答いたします。

まず、ひとり親世帯の部分に関する国県支出金の精算返納については、幾つかの事業がございますが、総体的に増減のほうはほぼ横ばいということで大きな増減はございませんでした。

その中で、今回大きく減少した要因が2つございまして、1つは子育て世帯等臨時特別支援事業費のほうが3,056万7,000円ほど令和5年度はございましたが、令和6年度では、この精算返納が生じてないということになります。

もう一点は、生活保護費等のところで、令和5年度が約5,576万3,000円あった部分が、令和6年度は大きく金額が減少しているという部分で、総体部分ではこの大きな2つの要因が中心になって、精算返納額は減少したというふうに、こちらのほうで判断しました。

あと、ひとり親世帯に関する部分につきましては、子供の数自体は減ってきておりますが、ひとり親世帯の数については、減少していない状況にございますので、引き続き、いろいろな事業を活用しながら、ひとり親世帯の方々の支援に健康・こども課として努めていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（平田るり子） 以上で、議会費から衛生費までの審査を保留いたします。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時29分 休憩
午後1時31分 再開

[労働費～土木費]

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

次に、労働費から土木費までの審査に入ります。

決算書42ページから49ページまで、決算報告書の156ページから175ページまで、監査委員の審査意見書の14ページから15ページまでです。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 157ページの農林水産業費農業経営基盤強化促進法による所有権移転について、この所有権移転ですけど、どのような流れでこれ所有権移転が完結するんですか。

○農業委員会事務局長（永江靖博） この農業経営基盤強化促進法による所有権移転につきましては、農業振興地域の農用地にある農地を認定農業者等が取得する場合に行われる手続となっております。農業者あるいは所有者から申出があった場合、農業委員会に届出をしていただくことによりまして、嘱託登記により市のほうで登記手続を行うものです。

○9番（禰占通男） 今この6年度分で31件となっていますけど、累計でどのくらいになるんですか。

○農業委員会事務局長（永江靖博） 今手元にありますのは、過去3年分の数字になりますが、令和4年度で9件の16筆、1万5,964平米、令和5年度が15件の16筆、1万6,025平米となっております。

○9番（禰占通男） そうすると、対象地域で所有権移転がなされてないっていうのはどのぐらいになるんですかね。

○農業委員会事務局長（永江靖博） 農用地以外の場合に農地が移動するときには、農地法3条申請という手続で行っていただきます。この場合は、御自分で登記をするか、行政書士等に依頼して費用を払ってしていただくことになります。

面積は手元にありませんが、令和4年度の実績で3条申請が17件、令和5年度で37件、令和6年度で38件となっております。

○9番（禰占通男） 相続問題でいろいろ日本全国未登記というか相続がなされてないというのが問題になっていますけど、農用地内は、関係者が賛成してくれれば、市の嘱託で直せるということですね。

○農業委員会事務局長（永江靖博） この3条申請にしろ、嘱託登記にしろ、まず相続は持ち主の方が終えていただと。亡くなっている方から第三者への所有権移転はできませんので、まず相続だけは御自分でしていただくことになります。

○9番（禰占通男） 私はそれ全部できるかと思っていた。手っ取り早くですよ。一番問題は相続登記ですよね。そこが一番ネックでお金もかかるし、代々ちゃんと移転ができるれば、簡単にいくんだろうけど。

○農業委員会事務局長（永江靖博） 現行の法律では、相続未登記の土地については、第三者への所有権移転はできないということになっております。

○6番（立石幸徳） 私は決算報告書ではこの予算のところじゃなくて、全体的な6年度事業成果のところで、これは31ページに書いてあるんですけど、ふるさと枕崎会や他地域との連携・PR活動、ここが水産、農政、企画も関係するんですが、この中で稚内とのいろんなコンカツプロジェクトあれこれ出ているんですが、市民から指摘を受けまして、南あわじ市との交流っていうのは、なぜこういう形で成果ということでは出されないのかと。6年度、南あわじ市の方でも枕崎の物産展をやってますし、また枕崎のお魚センターで南あわじ市のほうの物産展も開かれたじゃないかと。

南あわじの位置づけというのは、今どういうふうな形で捉えておられるんですかね。

○企画調整課長（ 笠原正二） 南あわじ市との交流につきましては、これまで議会の中で様々御意見をいただきながら、市の方でも答弁いたしておりますが、南あわじ市との交流の中で、まずは物産交流、特産品などをお互いにPRし合うという形で、それぞれが農業であるとか、水産業とかありますけれども、それぞれがお互いにお互いの場所でPRし合うことで交流を深めていくという段階にございます。

今年度もそういう事業で、農政課、水産商工課と進めていくということで御報告はいたしておりますが、現在そういう状況でございます。

○6番（立石幸徳） 南あわじ市との産業交流については、今度7年度の施政方針でも書かれているのは、本年度、本年度というのは6年度のことなんですね。6年度は、南あわじ市との間で

産業交流の取組を開始して、両市をそれぞれが訪問し、それぞれの特産品を紹介、販売する取組を行いましたが、新年度、7年度は引き続き産業交流の取組と市民の安全安心につながる災害時応援協定の締結に向けた準備をすると。災害時の応援協定については、また後もって防災の消防の費目でまたお聞きしますけど、この産業交流については、これからこの南あわじ市との間ではどういう形で継続的に産業交流ができるようにしていこうと考えておられるのかですね。

今、7年度の施政方針では、まだきっちりとした将来的にもずっと産業交流をするという形、そこまでは至っていない。

最終的なといいましょうか、将来的に南あわじ市との交流をどういうふうに持つていこうと、この点についてはどうなっているんですか。

○農政課長（沖園信也） 南あわじ市との産業交流につきましては、令和6年度から取組を始メートルところでございます。

今年度も11月にお互いの市をそれぞれ訪問しまして、物産交流を行うということで、ただいま協議を進めているところでございます。

ただ内容としましては、やはり昨年、第1回目を実施いたしましたので、それを踏まえて、今年度、また若干、物産展で販売できる品物であったりとか、時間帯であったりとか、そういったものを少しずつ工夫しながら、それぞれの市の住民への周知であったりとか、そういったものにつなげていこうという形での今協議をしているところであります。

継続的に何年も先のというようなところでの話にはまだ至っていない状況であります。

○6番（立石幸徳） 今、農政課長からあったように昨年ですね、第1回っていうことでしたけど、南あわじ・枕崎両市でそういう産業交流みたいなものができたわけですね。

市民の方が言われるには、この取組っていうのは実は令和2年から始めていたんだと。もちろんコロナという時代があって非常にやりにくい面もあったけど、もう5年以上時間が経過しているんだと。いつまでたってもきっちりとしたその位置づけっていうのができないのは、熱意っていうか本当にやる気があるのかどうかというところまで指摘されているようなんんですけど。

今年度11月には両市でやることで説明をしましたけど、例えば先走ることじゃないんですけど、この件をずっと来年も次も8年、9年と続けていこうということでは南あわじ市とのほうでは、何かきっちりそういう取り交わすっていうか、その辺については全然、ただ1年、1年、どうしましょうかということで話し合っているのか。

一応、ずっと継続的にこれはやるようにしましようってなっているのか、そういう点についてはどういうふうに考えて、その方針はどうなっているのかお尋ねしときます。

○農政課長（沖園信也） まず、この南あわじ市との交流につきまして、今年度災害協定というような話もございましたので、総務部門とまた産業部門、去年やった部門との全体的な庁内での話をしたところであります。

取りあえず産業交流につきましては先ほども申しましたが、令和6年度から取り組んでいると。

こういったものをまず確認しながら進めていこうということでしたので、南あわじ市のほうにも、こちらのほうとしましては、取りあえず産業交流につきましては、去年を踏まえて、今年度実施、そしてそれをまたグレードアップさせるような形で三、四年、継続的に続くような形では計画を立てていきましょうということで、産業部門の部署同士では話をしているところです。

ただ、なんせ予算的なものであったりとか、今後グレードアップさせていくには開催場所であったりとか、市だけではなくて、いろんな関係機関を巻き込んで実施していくのか、そういった部分も出てきますので、今年度まずは実施して、それを踏まえた上で、次年度以降につなげられるような形で協議を進めていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 南あわじと枕崎の行政主体の自治体間の交流が、こうして手始めにやっていきましょうか、こういうものが進んできたのは、市長も行政間、自治体同士で取り組もうという

一番のベースになっているのは、既に南あわじのJAとこちらのJA南さつまの間でしっかりとしたJA間での協定があるんだと。

私も調べてみると、これはちょうど10年前なんですね、2015年。今言ったJA南さつまとJAあわじ島のJA間の協定ですよ。行政は4項目にわたって2015年に協定しているんですよ。

それを踏まえて、本市の市長も行政間で交流をステージを上げるときにもう既にJA同士の交流協定があると、これが一番の基本といいましょうか、そういうものがあったがゆえに取り組もうということで、ステージを上げてきたわけですね。

ですから、行政間での産業交流も含メートル、災害協定はまたさっき言ったように聞きますけど、一応それなりの作業に入っているみたいですね。最終的に産業交流も含メートル協定ということも目標にされているのかどうか、その辺はどうなんですか。

○企画調整課長（笠原正二） 先ほど農政課長からもありましたとおり、現段階では、産業交流を深めていくというところを行っております。

将来的に町同士の包括的な協定のことをおっしゃっているかもしれません、そういったものにつきましては、現段階でまだ俎上に上がっていないところでございます。

まずは、その互いの市の関係性を深めていくというところが大事になろうかなというふうに思っております。互いにすばらしい農産物を持つ自治体ということでですね、産業交流ということで始めて、そこから職員との顔を突き合わせたりとか、交流が深まっていく中で、そういった話も今後、出てくる可能性としてはございます。

○6番（立石幸徳） さっき言ったように、JA間ではもう協定ができますから、当然、11月にはまた南あわじとこっちのJA南さつまとの農業祭を中心とした交流というのは実施されるようになっているみたいです。

そしてまた新たに東京銀座の三越で、両JAが中心になって全農のスペースが確保されているので、そういう取組をしようと。いろんな形でJA間での交流、これはどんどん進んでいくんだけど、なかなかその行政同士の交流がさっき言ったように、いい形でつながりはできたけど、これはなかなか発展といいましょうか、伸びていくような感じがないと。

だから、もう少しJAも含メートルいろんな形で行政も積極的にさっきから言うように、成果にも書いてもないわけですよね。昨年実施したのはもう事実ですからね。

やはり、6年度の事業成果のところにも、やられたこと、そして本年度7年度の施政方針にもそういう取組をするということで出しているわけですから、もうちょっとこういうのを積極的に南あわじ市の件も事業成果として出していくべきだと、これはもう要望しておきます。

○農政課長（沖園信也） 今、6番委員からございましたJAも巻き込んで、一緒についていうようなことでしたが、今年度、小規模ではございましたが、南あわじの新タマネギが出た時期に、農協のほうが広報紙を使って販売をしておりました。

そういう兼ね合いがございまして、お魚センターの協力を得まして、お魚センターとJAの間で、新タマネギを販売してもらったというような形で少しずつそういった交流で、JAも巻き込んだ形でこの交流が発展していくべきなあということでの取組を始メートルところであります。

○5番（水野正子） 156ページ、労働諸費の不用額ですけど、令和5年度が239万3,926円で、

この不用額が減ったのは、予算の適正な編成と執行ができたということでよろしいのでしょうか。

○委員長（平田るり子） 執行部は後ほど答弁する形でお願いします。

○5番（水野正子） 156ページ、新規雇用創出就労環境改善事業ですが、これは若者の定着や女性の活躍を促進し、雇用拡大を目的としていますが、補助金制度が対象となる全ての事業者に十分に知られているのか。この事業は、来年以降も継続する必要はあると考えるのか。それとどれくらいの事業者が活用されたのかお聞かせください。

○水産商工課長（鮫島寿文） まず、最後のほうの問い合わせで、新規雇用創出就労環境改善事業につ

きましては昨年が12件で645万3,000円でした。

内訳的には、ソフト事業、制服の購入などが5件、ハード事業として7件、施設整備ということでありました。

この制度につきましては、若者や女性の活躍促進並びに雇用の拡大ということで、積極的に就労環境の改善または向上に取り組む市内の事業者に対して、市が補助金を交付するものです。

総合戦略に定めている事業でありまして、平成29年度から今年度までの事業となっております。

私どもとしましては引き続き、次の総合戦略でも掲げて、新規雇用の創出と若者や女性の職場への定着を図っていきたいと考えております。

○5番（水野正子） 決算報告書24ページの農地耕作条件改善事業ですが、これは事業を実施した地区の農地において、被害面積は事業前とどれくらい減少したのかお聞かせください。

○農政課参事（中村俊彦） 農地耕作条件改善事業（病害虫対策型）でございます。

これは令和4年度からサツマイモ基腐病の蔓延防止に対する補助事業でございまして、対象地域におきましては、主に田布川地区でございます。事業の内容としましては、サツマイモ基腐病の発生で、圃場に病原菌がありますので、それを土壤を天地返しまして、その病原菌を死滅させる。それと、堆肥施用をしまして圃場の土壤の地力をアップさせるものでございます。

この事業によりまして、面積は年ごとで1ヘクタールぐらいずつやっておりますが、そういうた事業をしたところの成果につきましては、今でも被害がなく収まっている状況と聞いているところでございます。

○5番（水野正子） 投入した予算に対してどれくらいの経済効果があったかお聞かせください。

○農政課参事（中村俊彦） これは国県補助で50%補助が入ります。それから圃場の整備をされる地域農家の方が半分の補助、持ち出しをしておりますので、実際やられた農家の方の意見を聞きますと、やはり効果があるというのを聞いております。

○5番（水野正子） この夏もとても過去最高に暑かったと聞いています。農業者はとても大変だと思いますが、農業被害も深刻だと言われていますので、今後もこの事業を続けていってほしいと思います。

○3番（辻本貴志） 決算報告書の170ページ、市道雑草伐採委託費について伺います。

この単価については、単価の見直しを検討して変更したことはあるんですか。

○建設課長（神浦正純） お尋ねの市道雑草伐採委託ですが、これにつきましては、シルバー人材センターに委託するもの、そして公民館に委託するもの、そして建設業者に委託するもの、大きく分けて3つございます。

その中で、シルバー人材センターは毎年、単価の改定がございます。当然、単価は上がってきております。

公民館委託につきましては、ここ数年は同じ単価で契約しております。

建設業については、当然、物価や、人件費の高騰などございますので、上がってきているものと認識しております。

○3番（辻本貴志） 公民館からも物価高騰によりやっぱり単価のアップを検討できないかっていう声を聞いていますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど5番委員からありました労働諸費の156ページの不用額が62万5,902円となっておりまして、令和5年よりも不用額が減っていると、令和5年が金額が大きかった要因ということであります。コロナのときにありました雇用調整助成金、国の制度で雇用調整助成金を企業が休業した場合に、休業補償の賃金、人件費を一定の期間、当初、中小企業ですと3分の1助成をして、3分の2が事業者負担ということでしたが、これがコロナの時期に5分の4であったり5分の5近い助成金ということで、特別的な措置の期間がございました。

それが令和5年のたしか4月か5月ぐらいまでかかったと思っております。

その関係で予算を雇用調整助成金の申請費支援として100万円組んで、そして雇用維持費等の支援事業ということで組んでおりましたが、この残額が合わせて170万円程度ありました。この金額が多かったものと把握しております。

○11番（橋口洋一） 報告書の164ページ、200カイリ対策費（入漁料）補助ということで、760万円ほど上がっておりますが、昨年と比較すると460万円ほど上がっているように見受けられます。この内訳についてはどのようにになっているかをお示しください。

○水産商工課長（鮫島寿文） これにつきましては、中西部太平洋の島嶼国に支払う入漁料ですが、本市に船籍があります3隻の入漁料の補助になっております。

3分の1以内の補助ということで、入漁に対してこのような金額となっておりますので、その海域に入って、入漁料を支払った金額が、昨年とすると多かったということで御理解いただきたいと思います。主にミクロネシア、マーシャルというところが、入漁料を支払った多いところでございます。

補助金額としては、767万円、全体的には2,300万円程度の入漁料を支払っているということです。補助金は3分の1以内ということで767万円ということになります。

○11番（橋口洋一） そうすると、市に属する隻数は3隻ということで、この船がどこに行つたかで大きく変わっていくという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 夏前あたりは日本近海の三陸の東沖という漁場で、戻りカツオと言われます脂の乗ったカツオを釣るのですが、それ以降になりますと現在、赤道よりまだ南のほう、あの辺りの島嶼国と言われるミクロネシア、ソロモン、マーシャルとかそういったところで、漁場として日本の船また海外の船もカツオを獲っております。

大体、カツオは世界的に300万トンぐらい量があるんですけど、日本で大体20万トンぐらいを水揚げをしていると。その中でも、かつおぶしの原料となる冷凍カツオの主な漁場として、今申し上げましたミクロネシア、マーシャル、こういったところは島嶼国のほうで入漁料を設定しまして、日本の船、本市の船も入漁料を支払っていると。

その海域に入らなければ、いい漁ができるないというところで、漁場でカツオ一本釣り漁業をやっているということになります。

○11番（橋口洋一） ということは、この漁場に入ったから今度は水揚げも大分上がったようなそういうことになるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 浜値が影響しますので、今大体ブラインカツオの一級品ということでB-1と言われるカツオですけれども、今3隻はほとんどが生食用で出しております。キロ当たり350円とかですね。

大体1隻当たり七、八千万円の1航海売上げがあれば、採算が取れるのではないかということですけど、船によっては1億2,000万円とか大きく利益を出している船もあれば、また諸事情でといいますか、船の老朽化でどうしても修繕費がかさんで年に7回出た船もあれば、6回になったところとか、5回になったところとかありますので、一概に利益が出ているということではなく、非常に厳しい経営状況とは聞いております。

船齢が1隻を除いて2隻がもう30年近くなっておりますので、船の老朽化というのが課題になっているということはお伺いしております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。

次に、同じページの産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業ですね、これ3か年の計画だったと思うんですけれども、昨年の実施された計画、それと今後2年にわたって実施する主な計画っていうのをお示しください。

○水産商工課参事（桑原英樹） 産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり

事業につきましては、令和6年度、7年度、8年度の3か年で国に計画を提出しているところです。

令和6年度の1年目ということでしたので、事業内容につきましては、ソフト事業メインとなるわけですけど、3つの柱がありまして、1つが、観光振興と海業振興の両翼推進事業。2つ目が、枕崎の食文化発信と稼ぐ力の推進事業。3つ目が、枕崎リブランディング事業ということで、この3つの柱に関しては、3か年通じて、同じ柱ということでなっております。

令和6年度の1年目に関しましては、具体的に申し上げますと、基礎データですね、1年目の事業ということで、基礎データを取るということで、スマホの位置情報データを活用した観光動態調査を行っております。

こちらに関しては、お魚センターへの来館者の年代、どこから来ているか、お魚センターに来る前にどこにいたか、また来た後にどこに行ったかというようなデータというのも取っております。

リニューアル後につきましては、20代から30代の比較的若い層が増加傾向にあるということが分かりました。また、40代以上で全体の75%ということですので、若い世代が増えたといいましても、やはり40代以上の世代が多いということが分かりました。そして女性の来訪割合も増えているというデータが出ております。

また、専門家を招聘しまして、お魚センターの魅力の向上ということで、館内全体を見ていたいアドバイスをいただいたというのもあります。

そして、枕崎お魚センターを文化庁の食文化ミュージアムへの申請を行いまして、令和7年3月14日に認定を受けています。こちらにつきましては、令和6年度事業で、かつおぶしミュージアムを開きましたので、その取組が一つ大きなものとなっております。

また、地元メディアとの連携したプロモーションということで、3月ですね、地元メディアとタイアップして、枕崎お魚ウィークということで、1週間、テレビやラジオに数多く掲載、発信していただきました。

その他ですね、来訪者のアンケート調査ということで、QRコードを使ったウェブアンケートを実施したり、産業界との連携ということで、毎月、関係産業界の方々と定期的なミーティングをしているところです。

また、今ソフト事業を申し上げましたが、ハード事業としましては、令和6年度はイベント広場の整備ということで、お魚センターの北側道路のほうになるんですが、前はバスが停まるような少しきぼんだつくりになっていましたが、そこを広場にして、そこで3月にはJRとタイアップしたイベントも行っているところです。

そしてもう一つ、令和6年度のみですが、観光協会のほうにも補助を出しておりまして、そちらに関しましては、タッチパネル式のデジタルサイネージの整備をしております。お魚センターの1階に設置しております。

また同時に、観光協会のホームページをスマホ対応の、できるだけ目的としている情報が早く探し出せるような形で改修も行っているところです。

令和7年度、そして令和8年度の取組につきましても、先ほど申し上げたような柱に沿って進めていくわけですが、令和7年度につきましては、引き続き、効果的なプロモーションの展開ということを主体として、令和6年からの事業も引き続いて行っておりますが、特にSNSの活用ということに力を入れております。

館内の令和6年度のアンケート調査でも、来訪きっかけの約3割は、SNSやホームページを見てきたと言う方がおりましたので、そういう意味でもSNSの強化というのには力を入れております。まず9月にインフルエンサーを招聘した動画配信というのを行います。もうじき配信される予定となっております。また、10月か11月にはSNSを活用するということで、勉強

会も予定しているところです。

またさらに、これまで課題となっています2階の多目的スペースの利活用ということで、今後、トライアル実証のような形で、その利活用について、今県内のシンクタンクの伴走型支援を受けて、事業を実施しておりますので、今組み立てているところであるということです。

○11番（橋口洋一）　ということは、もう令和7年までは具体的には決まっているけれども、まだ令和8年の事業計画までは進んでいないというようなそういう状況でしょうか。

○水産商工課参事（桑原英樹）　令和8年度に関しましても、国には計画は申請提出しております。先ほど申し上げた3つの柱をもとに、基本的には継続的な事業として同じような内容で、プロモーションを中心としたような内容で継続事業として進めておりますが、途中で計画の変更をするということもできますので、令和6年度、そして本年度、令和7年度の状況を見ながら、令和8年度につきましては、計画を組み立てていきたいと考えております。

○11番（橋口洋一）　先ほどデータを取っていますというようなお話をありました。その後アンケートっていうのも話がありましたので、このデータを取っているというのは、携帯の提供業者ほうに、どこにいたかというデータを取っていると、そういうことでよろしいでしょうか。

○水産商工課参事（桑原英樹）　基礎データとして取っているデータにつきましては、今ありましたようにスマホの位置情報ですね、これを基に取っております。

そして、来館者、来訪者アンケートにつきましては、館内にQRコードを設置して、それで読み取っていただいて、ネット上から回答していただくというような形になっております。ですので、スマホの位置データによって、大まかな人の流れ、人流的なデータが取れますので、それと来訪者のアンケートを細かい部分を足し合わせることで、有意義なデータになるというふうに考えております。

○11番（橋口洋一）　個人的にもお魚センターは頑張ってほしいなと思っておりますので、引き続き、成果が出るよう御検討いただきたいと思います。

最後に、漁港関係の事業負担金ということで報告書の165ページですね。こちら、一昨年もあったかと思うんですけどマイナス6メートル岸壁の整備、一昨年は4.5メートルもやっていたかと思います。マイナス6メートル岸壁を整備することによって、目指すところの船舶っていうのは、どういったものを考えられているのか、お示しください。

○水産商工課長（鮫島寿文）　先日も、先週金曜日ですかね、現地調査に来ていただきましてありがとうございました。マイナス6メートル岸壁につきましては、水深が6メートルということで、主に青物の大中型まき網船の入港があって、そこの水揚げ、陸揚げにする岸壁になっております。アジ・サバの水揚げに供する岸壁ということで理解いただきたいと思います。水産センターの目の前の岸壁であります。

一番南側が海外まき網船のかつおぶしの原料となります冷凍ガツオの水揚げですけれども、北側にあります水産センターの前のほうにあります外港の岸壁になります。用途的には、大中型まき網船、アジ・サバ、そういった青物の岸壁の改良工事です。

昨年まで六十数メートル終わっておりましたので、この前も見ていただいて80メートル、令和6年度終わりまして、残りあと100メートルほど令和8年、令和9年ぐらいまでかけて工事を完了する予定です。

その後高度衛生型の荷さばき所の建設が予定されております。岸壁のほうから整備をして、その後、高度衛生管理型の荷さばき所の整備ということで予定をしております。

○11番（橋口洋一）　そうすると、南側のほうの9メートル岸壁にあるような高度衛生の施設を今後、整備して漁港の発展を目指すというそういう方向ということでよろしいでしょうか。——分かりました。

○委員長（平田るり子）　ほかにありませんか。——確認いたします。

労働費から土木費まで、質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○委員長（平田るり子） 2名。

ここで休憩に入りたいと思いますが、もう一つ確認いたします。

今日はこの労働費から土木費までの審査でよろしいでしょうか、それともこのまま続けますか。

消防費からの審査は明日でよろしいでしょうか。——今日でもいいのではないかという意見がありましたけれども、ほかの方は。——それでは、労働費から土木費までを休憩の後に行います。

そして、執行部のほうは入替えがありますので、準備をしていただいて、消防費から入ります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時24分	休憩
午後 2 時33分	再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、労働費から土木費までの審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 166ページ、コンカツプロジェクト協議会負担金とありますが、この内容、協議会はどのようなことをしているのかなど教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほども少し出ました稚内ですね、稚内の昆布と本市のかつおぶし、カツオということで、お互いの町の商業及び観光の発展助長を図り、人と人、まちとまちを結び、連携の上、本市の活性及び経済の向上に資する取組を進めております。

内容としましては、毎年いろんなイベントをしておりますが、昨年の例を申し上げますれば、6月14日、15日に稚内市との共同PR事業ということで、第8回日本最北端稚内白夜祭に、本市からも参加をいたしております。

そちらのほうで、カツオの模擬の一本釣りのイベントをしたり、あとはかつおぶしをPRしたりしております。

また、秋には、今年もありますが9月13日、15日、鹿銀の本店ビルのよかど鹿児島枕崎特産品フェアにおいて、稚内のラーメンも販売をしております。また、10月秋には新酒まつりで稚内の方が来られて、特産品のPR販売をしております。乳製品であったりいろんな商品を本市の関係者の方と一緒に活動しております。

あと、高校生同士の交流ということで、稚内の中高生と鹿児島水産高校の高校生のほうで、コンカツの昆布とカツオのTシャツをデザインして作成しております。

両市の交流、PR促進ということで、コンカツプロジェクトということで民間の方が立ち上げて、それのほうに支援をしているということで御理解いただきたいと思います。

○5番（水野正子） 枕崎といったらカツオのだしが有名ですので、そこが一番大切だと思いますので、PRよろしくお願ひします。

○12番（吉嶺周作） 決算報告書174ページの市営住宅についてお聞きしたいんですけど、この委託料が108万円程度あるんですが、施設の管理その他となっておりますが、どこに委託をしておられるんですか。

○建設課長（神浦正純） 施設管理委託料になりますが、これは合併浄化槽の市の負担分が、第2金山団地や、西之原団地、その他ありますが、そういった浄化槽の市の負担分。それから第2金山団地の合併浄化槽の汚泥のくみ取り業務委託、これが31万6,800円ということで、先ほどの市の負担分が25万1,745円と合わせて56万8,545円。

そして、そのほか市営住宅の草刈り、剪定、清掃関係ですね、こういったものにシルバー委託をしておりますが、そういったもので51万5,808円ということで、合わせて108万4,353円ということになっております。

○12番（吉嶺周作） 分かりました。

その下の市営住宅管理状況というところで、現在戸数が346戸あるんですけど、その中で、空き家の戸数が40、政策空き家戸数が46と、4軒に1戸が空き家となっているんですが、人が住まないとカビや虫が出たりするんですけど、今後の取組といいますか、縮小していくのか。人口も減っていきますし、市営住宅の今後の在り方についてお聞きいたします。

○建設課長（神浦正純） 現在の空き家住宅の管理状況について申し上げますと、今手元に令和7年5月31日現在ということで資料があるんですが、管理戸数が356戸、入居戸数が268戸、空き戸数については入居可能な戸数が6戸、それから、修繕後に入居可能になるものが36戸、そして、募集停止をしている、政策空き家と言われるものが46戸ございます。トータルしますと、入居率としましては86.5%という状況になっているところです。

今後の計画ですが、12番委員が言われたように、人口も減少していくという中で、令和3年度に市営住宅の長寿命化計画の見直しを行っております。その中でも、亀沢団地の簡易平屋建てが16戸ありますが、そういったところの今後の建替えの検討、それから木場団地が20戸ありますが、ここについては、耐震性もなく、建替えとなった場合において、土砂災害警戒区域にも入っているというところで、用途廃止も検討していくことを考えております。

そして、火之神団地12棟、61戸のうち、耐震性のある3棟11戸、長寿命化事業等で延命化を行い、残りは用途廃止ということで考えております。

あと、金山団地につきまして、寺田住宅になりますが、8戸ございまして、ここも耐震性がないことから、用途廃止へ移行するというような長寿命化の計画をしているところです。

○12番（吉嶺周作） 今言われたところは耐震性がなかったり、築年数が相当たったりということなんですかね。

○建設課長（神浦正純） そのとおりでございます。

○12番（吉嶺周作） この政策空き家は災害時に使われると思うんですけども、政策空き家が最後に使用されたのは何年前ですか。46戸も空いている状況になっているんですけど。

○建設課長（神浦正純） 2年ほど前に亀沢の簡易平屋のほうに、住宅火災に遭われたということで、入られた方がいたということです。ほかについては資料的なものがございませんので、これぐらいしかお答えできないところです。（令和7年9月17日決算特別委員会記録11ページに訂正発言あり）

○12番（吉嶺周作） それと最後に、この特定優良賃貸住宅が10戸中4戸が空き家になっているんですが、この理由といいますか、一戸建てなんですよね。半分ぐらいしか入居していないっていう理由があるんですか。

○建設課長（神浦正純） 特賃の住宅につきましては、やはり設定された家賃がどうしても高いということで、募集はかけていても、なかなか応募がない状況であるところです。

○12番（吉嶺周作） そうすると、もうそのまま空き家にしていくのか、若干、家賃を下げるのかという検討はしてないんですか。

○建設課長（神浦正純） 今12番委員が言われたように、家賃の設定とか、そういったものも含めて、今後検討していくたいと考えております。

○委員長（平田るり子） 以上で、労働費から土木費までの審査を保留いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩
午後2時48分 再開

[消防費～予備費]

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

次に、消防費から予備費までの審査に入ります。

決算書の49ページから60ページまで、決算報告書の176ページから201ページまで、監査委員

の審査意見書の15ページから17ページまでです。

それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 私はこの休憩前の各地域との交流を南あわじ市を取り上げて、産業、物産、販売の交流をお尋ねをしましたけれども、本年度施政方針に出されているように、南あわじ市との災害協定、これは今年度の取組ですけど、物産交流も一緒に相乗効果が出るような形で、南あわじ市とどんどん進めないといけないと思うんで、災害協定は進捗はどうなっているんですか。

○総務課参事（平田寿一） 南あわじ市との災害協定の進捗につきましては、現在、協定書の案を南あわじ市と双方の両市で確認作業をしているところなんですけれども、その中で、お互いにどのような支援ができるのかといったことなどについて整理をして、それをリモート会議で協議をしていこうということをですね、南あわじ市のほうから提案がありまして、それに向けて、日程調整をしていたところでした。

お互い9月議会に入って決算審査等もあるということで、議会中はちょっと休んで、10月からまた協議を再開していきましょうということで、そういった状況になっております。

○6番（立石幸徳） 南あわじ市っていうと当然、かつての阪神・淡路大震災、それから、これからも南海トラフの災害の被害想定の地域といいましょうか、そういう意味でも、災害に対するいろんな取組というのは、先進的と言うとおかしいんですけども、そういう意味でかなり進んでいると思うんですね。

そして、なかなか兵庫県のそういう情報というのは入りにくいにもかかわらず、南あわじ市には災害トイレの自動車ですね、災害トイレカーという非常にユニークなものを備えて、もう既にあちこちの自治体に、今度の能登の地震のときにも、南あわじの災害トイレカーは、いろいろ出動して、かなり役に立ったと。

そういう意味で、私はこの災害協定は、どちらかというと本市が南あわじ市から得るものは大きいと思うんですね。

これは協定ですので、出来上がると、さつき休憩前にあった産業、物産、販売交流にも非常にいい影響を与えると思うんで、この災害協定を、協定としては、物産交流の前に、やっぱり実現、成就してほしいと思うんですけど。急ぐということじゃなくて、大体いつ頃をめどにされているんですか、協定の締結という意味では。

○総務課参事（平田寿一） 先ほども申しましたように、今協定案を確認中ですので、そういう作業が整い次第、双方のスケジュール調整をして、協定締結を結びたいと思っています。

できるだけ早く、そしてまた両市にいい影響が出るような形で協定を締結できればと思っております。

○4番（上迫正幸） 報告書の178ページ、消防施設費からです。ここに小型動力ポンプ資機材一式、消防ポンプ自動車1台とありますが、これは入札で買ったんですかね。

○消防総務課長（中原勝一） 小型ポンプ、消防ポンプ自動車ともに入札であります。

○4番（上迫正幸） 入札された会社は何社あったんでしょうか。

○消防総務課長（中原勝一） 小型動力ポンプにつきましては2社、消防ポンプ自動車につきましては1社です。

○4番（上迫正幸） どちらも、小型ポンプで去年より14万3,000円、ポンプ車で55万円の差額が出ているんですが、これはやっぱり物価が上がってこれだけ上がったということが主な要因でしょうか。

○消防総務課長（中原勝一） 物価高騰等により、それぞれの機材等が値上がりしていることによって上がっているものと思われます。

○4番（上迫正幸） 分かりました。

それでもう一点、報告書の181ページ、スクールバス運行経費についてです。

去年より56万円ほど下がっているんですが、その理由をお願いします。

○教育総務課長（高山京彦）　スクールバス運行経費につきましては、昨年度と比較して修繕料が減となっているのが主な要因です。

○4番（上迫正幸）　スクールバスの停留所は、今何か所なんでしょうか。

○教育総務課長（高山京彦）　スクールバスの停留所につきましては、5か所設定をしております。ただ、2か所は使われておりませんので、現在使われているのは3か所ということになります。

○4番（上迫正幸）　3か所のうちに停まるところですが、乗り降りに危険がないところに停まっているんでしょうか。交通量の多いところで停まっているということをちょっと耳にしたものですから、お尋ねします。

○教育総務課長（高山京彦）　今4番委員から御指摘のところにつきましては、恐らく国道270号線沿いにある停留所のことだと思います。270号線沿いの利用は1人小学5年生がおりますけれども、乗降につきまして、恐らく便宜を図っているというか、危険がないところで乗りやすいような形でスクールバスを停めているとは思いますが、そこは運転手のほうには状況を確認して今後注意するよう指導していきたいと思います。

○4番（上迫正幸）　ぜひ確認していただいて、事故のないようによろしくお願いします。

○9番（禰占通男）　スクールバスの運行条件というのは、目的以外に使う場合の条件というのはどうなっていますか。

○教育総務課長（高山京彦）　当初、このバスを整備した補助金名がですね、へき地児童生徒援助費補助金を活用して整備しております。

この補助事業につきましては、取得した財産の処分制限期間が、乗合自動車は5年となっておりますので、バスの取得から現在10年以上になって制限期間を超えておりますので、スクールバスとして現在使われていますけれども、ほかの目的でも利用ができるようにはなっております。

○9番（禰占通男）　もう数年前に買物弱者等にも使えるようなことをニュース等に載っていたんですけど、今問題になっている部活動の地域移行ですよね、地域移行問題。学校で練習場がほかに移って、それを子供が移動する場合の手段としてですね。

前も教育委員会に行って説明を受けたんですけど、そういった場合に利用できれば、父兄の負担も減るだろうし、子供の負担も減ると思うんですけど、そういった部分に利活用というのを考えていませんかね。

○教育総務課長（高山京彦）　今は、そういったバスの使い方としましては考えておりません。現在、スクールバスの利用者は5年生が4名おりますけれども、次年度で6年生、それから卒業して2年後に利用者がいなくなるため、その中でスクールバスの活用方法も考えていかなければならぬとは思っております。

○9番（禰占通男）　本市も全部が移行したわけじゃなくて、やはり市の施設、最終的には使うことになるだろうけど、もう生徒数も減ってですね。そういった場合は、この生徒、父兄の負担を減らすためにも、このスクールバスの活用を私は考えてもらいたいと要望しておきます。

○6番（立石幸徳）　災害の関係で178ページ、水防費ですけどね。まずここに水防費の説明欄に災害緊急用揚水ポンプ及び発電機設置運転業務委託、これは場所はどこを委託しているんですかね、確認します。

○建設課長（神浦正純）　お尋ねの災害緊急用揚水ポンプの設置する場所のことだと思いますが、これは山下集落の川沿いの2か所、それから水流集落の川沿いの1か所、計3か所ということになっております。

○6番（立石幸徳）　そこでまだ災害シーズンは続いていると思っているんですけども、既に台風第12号、あのときかなりこの山下集落も危険な状況になったということを伺っております。

そして、南さつま市では大変な床上浸水、そういう事態で、災害ボランティアも募集したり、8月8日の大雨で姶良・霧島地区の水害、そういうことが報道されると、やっぱり水害への備えというのは、毎年度きっちりやらないと、かなり状況変化があるということを見ておかないといけないと思うんです。

最近でも東京で大田区、品川区あの辺が水害が出たと。ちょっと今までにない場所で水害も発生と。ですから、この水害の対策という意味では、どういったチェックをしておるのか。

つまり、その水害になりかねないその地域の常に新しい視点からチェックがなされているのかどうかですね。そういう意味では、毎年度の防災点検といいましょうか、これはなされているものなんですかね。

○建設課長（神浦正純） 今回の議会の一般質問の中でも、補占議員のほうから、防災・減災についての取組ということで、雨水管理総合計画に基づく浸水対策ということで、御質問があつたところですが、令和4年度から、雨水管理総合計画の策定に着手したわけですけれども、一般質問の答弁と重複するところもありますが、4年度のシミュレーションにより、各浸水予測箇所の被害額や重要度の算定を行って、優先度の高い地区を設定したわけですが、その中で、平田潟地区同様に、ソフト対策を含む浸水被害の軽減を図るために検討を進めることと、府内の協議等でも検討を進めるということにしておりますので、今後も、さらに府内協議を行って、災害リスクの実情や対策の必要性などを考慮しながら、段階的対策計画の策定地区を検討してまいりたいと考えているところです。

○6番（立石幸徳） ですから水防費のですね、いろんな業務委託が幾つか出ております。

その維持管理業務の委託というのは理解できるんですけど、運転業務の委託ということになりますと、非常に責任の所在という意味では、私は運転操作がおかしかったとかいうようなことにもなれば、どこが、誰が責任をとるのかという問題も出てきかねないと思うんですね。

やっぱり災害対策っていう意味では、行政が責任を持ってしっかり対応できるような、できれば応急的な対応というより恒常に災害防止できるような、そういう方向性を考えていかないと、その時ばかり何とか対応できればいいんだということでやっとくと、私は大きな災害につながりかねないと思いますのでね。

そういう点で、一時的には財源的な問題もあるでしょうけれども、最終的には、市 자체でしっかりと恒常的、恒久的に対応できるようにやっとっていただきたいと思います。

○5番（水野正子） 178ページの災害対策費ですけど、この防火防災訓練災害補償等共済掛金は何に対してかけられているのか、お聞かせください。

○総務課参事（平田寿一） 市が行う総合防災訓練であるとか、各自主防災組織で行う自主訓練とかだけがをしたとか、そういうときに出る保険になります。

これまでの実績はほとんどないんですけど、令和5年に市の総合防災訓練を立神中学校でやつたんですけども、そのときに市民の方で腰を痛メートル方がいまして、1か月ぐらいの入院、それから通院とかされたんですけども、訓練中にそういうのがをされたということで、この保険から支出がされております。

○5番（水野正子） 今月9月7日に防災訓練があったんですけど、そこで市民の方から、テントの中に入れなくて木陰によけていた方々がいて、中でしていることがあまり見えなかつたっていう話があったんですけど、この夏の暑さが地球温暖化も気温が底上げされてるということで、暑い日なんですけど9月じゃないとやはり駄目なんでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） これまで9月の第3日曜日に市の総合防災訓練をしてきました。

ちょうど敬老の日の行事と重なるので、日を変えられないかということをずっと言われてきていたんですけども、昨年度、初めてちょっと時期をずらしたんですけど、市長の日程等もあってそのときは11月23日土曜日の開催、市民会館前の国光公園でしたんですけども、昨年は気

候もいい中で訓練ができたところでした。

ただ、昨年9月の第3日曜日からどこに動かすかとなったときに、やっぱり年間行事がかなり固定されている中で、なかなか空いているところが見つからないということで、南薩の近隣3市ですね、どこも9月の第1日曜日にこれまで実施をしてきております。

それは9月1日が防災の日であったり、あるいは8月30日から9月5日までが防災週間というのがあって、その時期にしているんですけども、そういったこともあって9月の第1日曜日に変更したところでした。

ただ、委員がおっしゃいますように、本当に暑さが厳しい中の訓練になります。

熱中症警戒アラートが出ている中で、またこういう訓練をしていいのかという考えもありますし、また、災害はいつ起きるか分からぬというのもありますし、そういうことも踏まえながら、開催時期についてはまた考えていきたいなと思っております。

○9番（禰占通男） 183ページ、この学校等維持修繕費です。

前にも何度か要望もしたりしましたけど、この高木抜粋事業委託です。

今、防災の話も出ましたけど、桜山小学校も消防が救出訓練をしたところは高くはないけど、中が空洞になって、いつ倒木してもおかしくないっていうそういう植栽ですよね。

枕崎小学校の校舎の間の高木、本当に言えば、いつ枝が折れても悪くない、台風のときは、皆さん、近寄っていないだろうけど、皆さんも御存じのように、校長先生の方が善意で草刈りしと枝に打たれて亡くなつたということも記憶にあります。

そして、私がこの前関東に行ったときも、小学校の直径1メートル近いグラウンドの木を2本バッサリ切ってありました。

やはり、そういうニュースが日本全国に行き渡っているっていうことで、私にしてみればもったいないと思いますけど、やはり事故があったときの対応を考えると、いずれは大きいのは間引いて、また小さい木を植栽するのも必要ではないかと思っているんですけど。

今、枕崎小学校の記念の森、あそこももう退職して何年もたちますけど、そのときの教育委員で残っていた方にいろいろ話をしたりして、あそこの木は楠が多い。それで楠はかつおぶしのいぶし材料にはならない。ですから、今、焚物で風呂を沸かす、煮炊きする方もほとんどいないと思いますけど、やはりそういうことも考えて、利用できる木なら、また製造業者に無償で贈与ということもできるだろうけど、そういうことも考えて、今後の高木の在り方、そして、木の樹種ですよね、やっぱりそういうことも考えないといけないんじゃないですか。どうなんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 高木の管理につきましては、令和3年度と4年度の2年間、集中的に高木の伐採業務を民間委託して実施しております。100周年記念の森につきましては、昨年、台風第10号でしたかね、その中で民家のほうに樹木が倒れたことがありましたので、現在、民家の近くにある100周年の記念の森の樹木は、影響が出ないようにということで台風シーズン前に伐採しております。

あと学校敷地から道路や民間の土地にはみ出す樹木につきましては、職員でできるものは職員で対応しておりますが、業者へ依頼を要すべきところにつきましては、特にその中でも樹高の高い樹木、枝の落下、そういうリスクが高いものにつきましては、優先的に令和7年度に伐採を進めてはおります。

ただ、限りある予算の中で、高木伐採につきましては非常に高額な部分もありますので、状況を見極めながら対応していきたいと思います。

○9番（禰占通男） 今、担当課が言いますように、その予算というのは全然変わってないですよ。前の方がいた頃から。もう今の方で3代目ぐらいになるんだけど、私が知っている中で。もう予算がないですからどうしましょうかということで、下には、もう薪専門の方に頼むしかないよね、我々がボランティアでやっても片づけができないよと、それは話しました。

また素人がすると、枕崎市でもボランティア活動で伐採した倒木が当たって亡くなつたという事実もあります。まだ20年たっていないぐらいの中でですね。そういうので、慣れないことはしないほうが一番いいと思うんですけどね。そして、木は日光があるほうに絶対伸びて、芯を止めない限りはどんどん伸びますよ。だから植えたらまず高さを決めて、そこで調整していかないと。大体が4メートル越したら無理ですよ。

ですから、その辺も考えて、本当に公共施設等に関するものは、学校限らず、私は管理に力を注いでもらいたいと要望しておきます。

○5番（水野正子） 決算報告書の42ページ、教育支援センター事業ですが、このセンターの存在や支援内容はどのように周知しているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（山宗功） 教育支援センター事業に関しては、まずは不登校児の利用となりますので、基本的には学校に周知をして、学校のほうでまた不登校の児童生徒が対象となりますので、不登校の傾向がある児童生徒の保護者に紹介するという形で行っております。

○5番（水野正子） 新聞などでも不登校生が増えているという記事を見かけます。

それで市民の方でも、おばあちゃんが、孫が不登校なのよっていう相談を私の知人にされた方がいて、こういうのがあるよって話したら、知らなかつたっていうことだったので、センターの存在とかですね、支援内容をもう少し広く周知できたらいいのかなあと思うところはありますので、また今後検討いただきたいなと思います。

次に、43ページの中学校英語教育推進事業ですけど、この中学2年生を対象にスコア型英語のG T E Cを実施していますが、この結果の分析を行ったとあるんですが、どのくらいの点数だったのかお聞かせください。

○学校教育課長（山宗功） 令和6年度に関しては、Aの1.2、370、英検に換算して主に3級の生徒の割合が45.6%でした。令和5年度より7.1%上昇したというような結果が出ております。令和6年度は、令和5年度に比べ、A1及びA1.1レベルが減少し、Aの1.2、1.3レベルが増加したと。国が求めているA1レベルの生徒は本市において73.5%であり、目標値を大幅に超えているという状況です。

○5番（水野正子） 今後もこの事業も英語検定の補助事業も続けてほしいと思います。

よろしくお願ひします。

○11番（橋口洋一） 報告書の182ページと185ページとともにスクール・サポート・スタッフ配置事業ですね。総務文教委員会に所属していたときに、各学校を回っていたところ、枕崎市は非常に先生のサポートが厚いところだよというふうにお伺いしたところです。

昨年は、一昨年は500万円程度の支払いだったのが、今回はともに200万円、220万円ほど上がっているように思います。この配置の内訳等をお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（山宗功） スクール・サポート・スタッフに関しては、市内の全8校に対して、各1人ずつ配置しております。スクール・サポート・スタッフとは別に、特別教育支援員の配置もしております、そちらが入ったような計算になっているのではないかと思います。

○11番（橋口洋一） そうすると、特別教育支援員が1人追加になったという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） スクール・サポート・スタッフにつきましては、各学校1人ずつ配置しております。予算が1つ大きく違っているところは、県の補助金の扱いが変わっている部分があったり、あと昨年度の手当等の変更によりまして、少し手当の額が上がったというところもあるかと思います。

よかつたらもう一度質問をいただいてよろしいですか。

○11番（橋口洋一） 非常に充実していると聞いているスタッフの配置事業なんですか、これは200万円上がっていたというところで、人数が増えたのかと認識をしていたもんですから、

どういったことでしょうかということですので、今の御説明で、4名でそのまで、内訳が変わったとそういう話でありましたので、了解をいたしました。

だけども、今後、またいろんな改正があって、だんだんだんだん支払いがかさんでくると、それはそれで学校教育のほうとしても負担が大変になってくる、削減の方向とかになってしまふんじやないかとちょっと危惧したところでありますけど、今後もこの施策については継続する見込みでしょうか。

○学校教育課長（山宗功） 今、職員の負担もすごく増えてきているということで、業務改善も叫ばれていますので、引き続きスクール・サポート・スタッフに関しては、雇用してきたというふうに考えているところです。

○5番（水野正子） 195ページの学校保健体育費中がん教育推進事業とありますが、この内容をお聞かせください。

○学校教育課長（山宗功） がん教育に関して、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校の学習指導要領において完全実施となりました。がん罹患患者の講話を取り入れるなど、今、がんサポート鹿児島と連携して学習のほうを進めております。

関係機関と連携しながら、講話を取り入れることで、がんに対する正しい知識を身につけ、自分や家族の健康について考える機会を設けることを目的としております。

○5番（水野正子） とても大切な授業だなと思います。また女性のがんは若くて発症するということがすごく多いので、小学生、中学生からがん検診に行くように、女性は若いのにがんになりやすいということなどを伝えていってほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○11番（橋口洋一） 報告書195ページの部活動地域移行推進事業ですね。こちらのほうは、私もあり存じ上げなかつたんですけれども、ほかの自治体と比較しても、非常に枕崎って進んでいるということを伺つたところです。

それに伴つて、ほかの自治体から視察に来られるというようなことだったと思うんですけども、具体的にこの地域活動、卓球クラブで活動しているというのは、伺つたところだったんですけども、この429万円の支払いの内訳というか、どのような構成になっているかお示しください。

○学校教育課長（山宗功） 本市では、この部活動地域移行推進事業に関して、コーディネーターを雇つて、そのコーディネーターと担当課の保健体育係のほうで、基本的にこの部活動推進について進めております。

2人が中心となって進めることによって、一つ一つの部活に状況を見ながら、それぞれの部活動での課題を解決しながら進めていっていることによって、ほかの市よりもこの推進事業が進んでいる、特にまた枕崎市がそれぞれの学校の距離がそれほど離れていないという地理的な条件もありますし、そういう条件も含めまして、今ほかのところよりも進んでいるような形になります。

内訳としましては、ほぼ職員の手当だったりとか、報酬だったりとか、その旅費とかになっております。

○11番（橋口洋一） コーディネーターの方がいらっしゃるということ、あとは指導員の先生に支払われている部分というのがあるかと思うんですけども、コーディネーターは1名、指導員は何名いらっしゃるんですか。

○学校教育課長（山宗功） コーディネーターは1人、指導員も今1人という形になっております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。今のは卓球ということで間違いないですよね。

○学校教育課長（山宗功） この年度で出している方に関しては1人です。あとは受益者負担でお支払いしていたりする部分があります。

○11番（橋口洋一） 今後、部活動の地域移行ということで、計画されている部活動等々というのは何がありますでしょうか。

○学校教育課主幹兼保健体育係長（泊憲一郎） 現在、本市にあります部活動で野球に関しましてはもう地域移行が終わったところになります。

バレーボールが今、国の事業を受けまして、モデル競技として9月いっぱい実施で10月から順調にいけば、地域クラブ活動へ移行と。

卓球に関しましては、地域クラブ立ち上りましたが、まだ部活動として残っている学校もありますので、今後はそこを一つのクラブに進めていくという方向です。

バドミントンに関しましては、少年団、バドミントン協会の方が練習を見てくださっております。

サッカーに関しましても、地域クラブへと来年度の4月から完全にクラブとなる予定でおります。

テニスに関しましては、地域指導者の方も今検討をついているところなんですが、保護者の都合とかが今うまく合わずに、なかなか地域移行できていない状況になります。

バスケットボールに関しましては、つい先日、地域の指導者の方が中学生を小学生と一緒に練習をしませんかということで、第1回目の練習会を立ち上げて、今後、中学生がバスケットボールの地域移行に対しての熱があれば、また中学校の地域移行のお手伝いもしていただけるということで話を伺っております。

あと残りがですね、吹奏楽と美術といった文化芸術系があるんですが、こちらに関しましては合同練習、合同活動というところから今後進めていく予定であります。

○11番（橋口洋一） そうすると、私が思っていたよりもずっと幅広い活動が見込まれていると、既に行われていると。ということは、顧問コーディネーターというのは、お1人、そして、今年度以降につきましては、部活動地域移行推進事業に係る支払いというのも大幅に増えてくるというような状況が見込まれるとこでしようか。

○学校教育課主幹兼保健体育係長（泊憲一郎） 現在、国の事業を受けて行っておりますが、現在の情報では来年度から国3分の1、県3分の1、市3分の1、まだ確定ではないですが、そういう情報もありますので、また来年度以降、どうしていくか検討していく予定であります。

○4番（上迫正幸） 報告書の196ページ、学校給食センター費のことでお伺いいたします。

食育の一環として地産地消の拡大など学校給食の充実を図ったとありますが、全体の何%を地産地消で賄えるものでしようか。

○給食センター所長（高山京彦） 令和5年度の枕崎産の食材を活用した状況について、令和5年度調査になりますけれども、重量ベースで枕崎産の割合は、農産物が24.2%、肉類が14.7%、米が13.3%ということになります。これが令和5年度に活用した枕崎産の食材になります。

○4番（上迫正幸） 仕入れ方法はどうなりますかね。入札ですかね。

○給食センター所長（高山京彦） 事前に、物資納入取扱い業者となる指定願いを給食センターに提出していただきます。それで食材発注の重なる品目については、指定業者に見積りをお願いして農産物につきましては、1品ずつ確認して、安いほうから仕入れるということになります。

○4番（上迫正幸） 地産地消が100%はまず無理だと思うんですが、目標は何%ぐらいを目標に持っているんでしょうか。

○給食センター所長（高山京彦） 特段、我々で目標は何%というものは持っておりません。

できる限り、我々は地産地消の充実を進めていくということで考えております。

目標は持っておりませんけれども、枕崎で地産地消を進めるには、それだけ基盤がないと、農家が取り組んでいただかないといけないんですけども、農家数の現状や供給量では枕崎のほうでは難しいのかなというところで、地元産が困難な場合はできるだけ県内産を利用するようには

しております。

○4番（上迫正幸） ありがとうございました。

もう一つ、給食提供不能時非常食（救給カレー）購入とありますよね。そのカレーは何年間ぐらいで入れ替えていくものなんですか。

○給食センター所長（高山京彦） 2028年の2月までが賞味期限となっております。

○4番（上迫正幸） 賞味期限が近づいてきたカレーは、給食で出すという方向になるんですね。

○給食センター所長（高山京彦） 現在考えている活用方法としましては、9月に防災の日というものがございます。9月1日が防災の日だと思いますけれども、賞味期限が到来する年度の防災の日辺りで子供たちにも、防災意識の醸成ということで、給食として救給カレーを提供したいと計画をしているところでございます。

○9番（禰占通男） 今、この給食について、地元産ということで、この食育についてはどのようなことで、この子供たちに給食ということで取り組んでいるんですか。

○学校教育課長（山宗功） 食育に関しては、学校のほうで、学校の保健の先生、それから管理職等も含めて、給食センターの栄養士などを活用しながら進めているところです。

○9番（禰占通男） 昨年度から今年度は米不足でいろんな問題も、子供たちは子供たちなりに感じていると思いますけど、本当に食糧不足など皆さんも思ってなかつたと思いますよね。

その中で食の必要性、やっぱりそれは今小中学生にとっては、それが我々の年代になるまで本当に役に立つと思います。

それで、今、米不足がどういう状況で起こったかということも、今、初めて政府の責任、食管法がなくなつてそういうのも示されてきましたよね。そういう歴史的なことも子供たちに分かりやすく、できれば自給自足が本当はいいんでしょうけど、枕崎市の食材で先ほど回答がありましたように、もう100%は無理だと。今計算してみると、51%ぐらいが枕崎産を使っているような感じですよね。そういうことも子供たちに、この社会科であれ、技術家庭みたいなああいうことになると思うんですけど、やっぱりそこでかいつまんでは私は教育に生かしてもらいたいと思います。要望します。

○委員長（平田るり子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で消防費から予備費までの審査を保留いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分 散会